

債権譲渡登記制度を利用した集合債権
譲渡担保に関する滞納処分上の諸問題

吉 田 和 人

(研究科第34期)
(研 究 員)

目 次

はじめに	463
第1章 集合債権譲渡担保の現状	466
第1節 集合債権譲渡担保の法的性質	466
第2節 集合債権譲渡担保契約の有効性	467
第1項 将来債権譲渡契約の有効性	467
1 目的債権の特定性	467
2 目的債権の発生可能性	468
3 契約の公序良俗適合性等	469
第2項 包括的譲渡担保の有効性	471
第3節 集合債権譲渡担保の対抗要件	472
第4節 集合債権譲渡担保契約の現状	473
第1項 契約方式	473
第2項 契約内容	474
第3項 集合債権譲渡担保の有用性	476
第2章 債権譲渡特例法の対抗要件制度	479
第1節 債権譲渡特例法の適用範囲等	479
第2節 対抗要件制度の概要	480
第1項 意義	480
第2項 対抗要件具備手続	480
1 第三者対抗要件	480
2 債務者対抗要件	481
第3項 債権譲渡登記の効果	482
1 債権譲渡登記の効果	482
2 登記事項証明書を交付して通知をし、又は債務者が承諾をしたときの効果	482
第4項 公示制度	483

1	登記事項証明書等の交付	483
2	商業登記簿等への記載	484
第3節	集合債権譲渡担保との関係	485
第1項	制度上の関係	485
第2項	実務との関係	488
第3章	個々の債権譲渡に関する問題	491
第1節	第三者対抗要件に関する問題	491
第1項	優劣の基準	491
第2項	優劣が決定できない場合の処理	492
1	問題の所在	492
2	差押債権者・譲受人と債務者との関係	493
3	差押債権者と譲受人との問題	495
第2節	債務者対抗要件に関する問題	497
第1項	問題の所在	497
第2項	弁済	498
1	債務者対抗要件を具備している場合	498
2	債務者対抗要件を具備していない場合	498
第3項	債権者不確知供託	499
1	債権者不確知供託	499
2	供託の可否	500
第4項	執行供託	501
1	執行供託	501
2	執行供託の有効性	502
3	譲受人との関係	502
4	差押えの解除（取下げ）と供託金払渡請求権の帰趨	503
第4章	集合債権譲渡担保に関する問題	505
第1節	問題の所在	505
第2節	譲渡担保実行前の問題	506

第1項 譲渡人による取立の法律関係	506
第2項 滞納処分における問題	508
1 債権差押えの有効性	508
1 譲受人との関係	509
第3節 譲渡担保実行後の問題	511
第1項 譲受人による取立の法律関係	511
第2項 滞納処分における問題	513
1 国税徴収法24条の適用	513
2 実行の対象とする目的債権	513
3 被担保債権の消滅	513
4 被担保債権の作出	514
5 目的債権の作出	516
おわりに	

はじめに

近年、企業の資金調達手段の多様化、調達コストの削減、資産のオフ・バランス化による財務体質の向上等を図るため、金融機関や事業会社が、安定したキャッシュ・フローを生み出す多数の債権を、SPC（Special Purpose Company: 特別目的会社）や信託会社等に譲渡し、当該債権を担保に発行した証券を投資家に販売する等して資本市場から直接資金を調達する「債権流動化」といわれる手法が急速に広まりつつある⁽¹⁾。

債権流動化においては、投資家保護のために、流動化しようとする多数の指名債権が有効に譲渡され、かつ、右譲渡をもって第三者に対抗できることが必要である⁽²⁾。しかし、民法467条により債権譲渡の第三者対抗要件を具備するには、将来発生すべき債権を含む多数の目的債権について個々に確定日付ある証書による債務者への通知又は債務者の承諾が必要となり、現実問題としては不可能に近い⁽³⁾。そのため、実務界から、民法467条の対抗要件制度の簡素化が強く要請されていた⁽⁴⁾。この流れの中で、平成4年に「特定債権等に係る事業の規制に関する法律」（以下「特定債権法」という。）⁽⁵⁾、平成10年に「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」（以下「債権譲渡特例法」という。）⁽⁶⁾が制定され、それぞれ民法467条の対抗要件の特例として、簡易な対抗要件制度を創設するに至っている。

ところで、債権流動化は債権の売買であるから、債務者の倒産等のリスクは譲受人に移転する。したがって、必然的にリスクを計算できるだけの規模の債権を目的債権とする必要がある。しかし、目的債権がそのような規模に至らない場合にも債権譲渡による資金調達という経済的ニーズは存する。そこで、事業会社等の有する債権の譲渡による資金調達手法を図り、かつ、債務者の倒産等のリスクが譲受人に移転しないスキームとして考えられているのが、債権の譲渡担保であり、債務者の有する将来発生すべき債権をも含む複数の債権を債権者に包括的に譲渡する担保形態を集合債権譲渡担保⁽⁷⁾という。

集合債権譲渡担保についても、民法467条による対抗要件の具備が困難であることがその有用性の障害となっていたが、債権譲渡特例法により創設された対抗要件制度（債権譲渡登記制度）は、債権流動化のみならず、集合債権譲渡担保の対抗要件としても利用できるものとなっており、債権譲渡登記制度を利用することにより、対抗要件を簡易に具備することが可能となった⁽⁶⁾。

以上のような債権譲渡を利用する資金調達手法の拡大という経済社会の状況と国税滞納処分との関係については、国税滞納者の多くは中小事業者であることから、集合債権譲渡担保と滞納処分による債権差押えとの関係が問題となる場面が増加すると考えられる。

また、債権譲渡登記制度は、債務者対抗要件と第三者対抗要件とを分離するという民法467条の対抗要件制度とは異なる構造を有するものであり、債権譲渡登記制度を利用する集合債権譲渡担保と滞納処分の債権差押えとが競合した場合、従来の民法467条による対抗要件を具備した債権譲渡と滞納処分の債権差押えが競合した場面とは、異なる対応が必要となる。

そこで、本稿は、債権譲渡登記制度を利用する集合債権譲渡担保に関する滞納処分上の問題点を整理検討することとしたい。

〔注〕

- (1) 債権譲渡法制研究会「債権譲渡法制研究会報告書」N B L 616号(1997)31頁。
- (2) 例えば、債権の譲渡人（オリジネーター）が破産した場合でも、目的債権（流動化の対象として譲渡された債権）が譲渡人の破産財団に組み込まれないよう、SPCに対する譲渡をもって破産管財人に対抗できる必要がある。
- (3) 神田秀樹＝能見善久「債権流動化と債権譲渡の対抗要件」金融研究15巻2号（日本銀行金融研究所、1996）82頁。
- (4) 債権譲渡法制研究会「前掲注(1)」同頁。
- (5) 平成4年法律77号（平成4年6月5日公布、平成5年6月1日施行）
- (6) 平成10年法律第104号（平成10年6月12日公布、平成10年10月1日施行）
- (7) 集合債権譲渡担保とは、担保の目的債権について、①包括債権群を担保とする（多数の債権を包括的に担保とする。）、②将来債権群を担保とする（設定者が担保設定時点で有する債権のみならず、将来取得するであろう債権についても担保とする。）、③流動債権群を担保の目的とする（個別債権の発生・消滅を前提とす

る。) 、 という要素を兼ね備えた債権譲渡担保であると理解されている。「権利（債権）の非典型担保～その現状と課題」金融法研究9号（金融法学会、1993）66頁〔伊藤進〕。

- (8) 特定債権法は、同法の定める特定の種類の債権（リース・クレジット債権等）につき、特定の方式（譲渡、信託等）による債権流動化を図るものであり、その対抗要件制度が集合債権譲渡担保に利用されることはない。

第1章 集合債権譲渡担保の現状

第1節 集合債権譲渡担保の法的性質

集合債権譲渡担保の目的債権にあっては、個々の債権に着目したときには、弁済期日が到来したものは弁済されて消滅する一方、新たな債権が発生する都度目的債権に加わり、常に新陳代謝を繰り返しているが、総体としては一定の価値を有している。したがって、集合債権譲渡担保の実質的な目的は、この総体としての価値である⁽¹⁾。

このことから、集合債権譲渡担保の法的性質については、集合動産譲渡担保⁽²⁾における「集合物」概念と同様な「集合債権」概念を構築して、「集合債権」という「債権群」を目的とする譲渡担保ととらえる有力な見解がある⁽³⁾。

しかし、集合債権譲渡担保の実質的な目的が「債権群」の総体としての価値であるとしても、集合動産譲渡担保がその対抗要件具備の局面で集合物概念を採用するメリットが存するのに対し、集合債権譲渡担保にあっては、現行の債権譲渡の対抗要件制度——将来債権についても設定時において対抗要件を具備できるが、債務者が複数存在する場合には債務者ごとに対抗要件を具備する必要がある——を前提とする限り、集合債権譲渡担保は、個別債権の譲渡担保の集合であり、全体として1個の「集合債権」を目的とする譲渡担保ではないと解される⁽⁴⁾。

〔注〕

- (1) 角紀代恵「債権非典型担保」椿寿夫編『担保法理の現状と課題』別冊NBL31号(商事法務研究会、1995)84頁。
- (2) 集合動産譲渡担保について、最一小判昭和54年2月15日民集33巻1号51頁、最一小判昭和62年11月10日民集41巻8号1559頁参照。
- (3) 伊藤進「集合債権の譲渡担保と権利の実行」金融・商事判例737号(1986)77頁、近江幸治『担保物権法〔新版補正版〕』(1998)322頁。
- (4) 道垣内弘人『担保物権法』(三省堂、1990)297頁、角紀代恵「流動債権譲渡担保をめぐる混迷」椿寿夫編『担保法理の現状と課題』別冊NBL31号(商事法務研究

会、1995)202頁。

第2節 集合債権譲渡担保契約の有効性

第1項 将来債権譲渡契約の有効性

第1節において述べたとおり、集合債権譲渡担保を、将来発生すべき債権（以下「将来債権」という。）をも含む個別債権の譲渡担保の集合として考えると、集合債権譲渡担保契約が有効であるためには、将来債権を目的とする債権譲渡契約の有効性が認められなければならない。

将来債権を目的とする債権譲渡契約も認められうることは、判例・学説とも古くから認めているが⁽¹⁾、その有効要件として、①目的債権の特定性、②目的債権の発生可能性、③契約の公序良俗適合性等について、次のような議論がなされている。

なお、最二小判昭和53年12月15日判例時報916号25頁は、多数の将来債権を一括して譲渡する契約を有効としており、これを特に疑問視する学説は見あたらない。

1 目的債権の特定性

最三小判平成11年1月29日民集53巻1号151頁は、「債権譲渡契約にあつては、譲渡の目的とされる債権がその発生原因や譲渡に係る額等をもって特定される必要があることはいうまでもなく、将来の一定期間内に発生し、又は弁済期が到来する幾つかの債権を譲渡の目的とする場合には、適宜の方法により右期間の始期と終期を明確にするなどして債権が特定されるべきである。」として、債権譲渡の一般原則に従い、将来債権を目的とする債権譲渡契約の有効性を認める前提として、目的債権の特定を要求することを確認している⁽²⁾。

右判例の要求する目的債権の特定とは、要するに、ある債権が譲渡の目的となっているかどうかが明確であることであり、したがって、そのような判

断が可能な程度に債務者、債権発生原因、発生時期等が定まっていれば、目的債権の特定という要求は充たされるものと解される⁽³⁾。

もっとも、このような意味での特定性が問題となるのは、契約一般の有効要件としての契約の目的の確定性ないし識別可能性のレベル、たとえば設定者の多数の債権を目的債権とする場合に、どの債権について債務免除を行うと担保契約違反に問われるかといった場面であり、集合債権譲渡担保における包括的譲渡の許容性（後記第2項）における目的債権の限定や、対抗要件を具備する上での特定（後記第3節）とは区別して考える必要がある⁽⁴⁾。

2 目的債権の発生可能性

将来債権を目的とする債権譲渡契約の目的債権について、その適格に制限があるか否かとの点について、学説においては、目的債権の発生可能性を適格要件とする見解も存するが⁽⁵⁾、近時は、目的債権の発生に関するリスクを考慮した上でこれを目的とする債権譲渡契約が締結された後、リスクが現実化せず、目的債権が発生したにもかかわらず、契約締結時においてその発生可能性が低かったなどとして契約の効力を覆すのは不合理であり、契約の有効性を原則的には広く認めた上で、事案に即して当該契約の公序良俗適合性等を判断することによって解決すべきであるとする見解が有力である⁽⁶⁾。

判例は、前掲最二小判昭和53年12月15日が、医師の有する将来の診療報酬債権の譲渡契約に関して、「（診療報酬債権は）将来生じるものであっても、それほど遠い将来のものでなければ、特段の事情のない限り、現在すでに債権発生の原因が確定し、その発生を確実に予測できるものであるから、始期と終期とを特定してその権利の範囲を確定することによって、これを有効に譲渡することができる」と判示したことから、債権の発生可能性を問題としていると理解されていた⁽⁷⁾。しかし、その後、前掲最三小判平成11年1月29日は、やはり医師の有する将来の診療報酬債権の譲渡契約に関して、「将来発生すべき債権を目的とする債権譲渡契約にあっては、契約当事者は、譲渡の目的とされる債権の発生の基礎を成す事情をしんしゃくし、右事情の下

における債権発生の可能性の程度を考慮した上、右債権が見込みどおり発生しなかった場合に譲受人に生ずる不利益については譲渡人の契約上の責任の追及により清算することとして、契約を締結するものとみるべきであるから、右契約の締結時において右債権発生の可能性が低かったことは、右契約の効力を当然に左右するものではないと解するのが相当である」としている。

右説示は、契約当事者の意思を合理的な解釈として、目的債権の発生可能性の程度は、将来債権の譲渡契約の有効性を直ちに左右するものではない——発生可能性の程度を問題としない——ことを示したものと解される⁽⁸⁾⁽⁹⁾。したがって、目的債権の発生可能性の程度は、契約当事者の意思解釈の観点から、一般原則に従い、錯誤の成否が問題となる場合や、目的債権の発生可能性が全くなかったときにおける契約の有効性（いわゆる原始的不能の理論が適用になる場合）が問題となる場合のほか、契約の公序良俗適合性等（下記3）の観点から譲渡契約が有効か否かの判断の一要素として問題になるにとどまるものと解される⁽¹⁰⁾。また、同判決は、目的債権につき、いわゆる法律的基础⁽¹¹⁾を要するか否かについては特に論じていないが、その説示内容に照らし、右のような制限を設ける趣旨ではないと解される⁽¹²⁾。

3 契約の公序良俗適合性等

前掲最三小判平成11年1月29日は、「契約締結時における譲渡人の資産状況、右当時における譲渡人の営業状況に関する見込み、契約内容、契約が締結された経緯等を総合的に考慮し、将来の一定期間内に発生すべき債権を目的とする債権譲渡契約について、右期間の長さ等の契約内容が譲渡人の営業活動等に対して社会通念に照らし相当とされる範囲を著しく逸脱する制限を加え、又は他の債権者に不当な不利益を与えるものであると見られるなど特段の事情が認められる場合には、右契約は公序良俗に反するなどとして、その効力の全部又は一部が否定されることがあるものというべきである」としている。

右「特段の事情」の有無の判断については、同判決が、同判決の事案にお

ける債権譲渡契約と同種の与信契約の合理性について説示していることから、契約内容の経済的合理性が問題になると思われるが、譲渡人の窮状に乗じて不必要な範囲まで将来債権を譲渡する契約を締結した場合や、譲渡人が将来取得する債権の大部分を包括的に、かつ、長期にわたって譲渡するような契約は、右「特段の事情」があるものと解される⁽¹³⁾。

また、この問題は、従来、集合債権譲渡担保における目的債権の限定性あるいは包括的担保の有効性という政策的な問題として論じられていることが多い（後記第2項）。

〔注〕

- (1) 将来債権譲渡に関する初期の学説・判例について、八木一洋「判批」ジュリスト1156号(1999)137頁、池田真朗「将来債権譲渡の効力(上)」NBL665号(1999)8頁参照。
- (2) 八木一洋「前掲注(1)」137頁、池田真朗「将来債権譲渡の効力(下)」NBL666号(1999)32頁。
- (3) 高木多喜男「集合債権譲渡担保の有効性と対抗要件(上)」NBL234号(1981)10頁、道垣内弘人『担保物権法』（三省堂、1990）298頁、角紀代恵「債権非典型担保」椿寿夫編『担保法理の現状と課題』別冊NBL31号(商事法務研究会、1995)85頁、内田貴『民法Ⅲ』（東京大学出版会、1996）492頁、池田真朗「前掲注(2)」35頁。
- (4) 高木多喜男「前掲注(3)」11頁、道垣内弘人『前掲注(3)』298頁。なお、池田真朗「判批」椿寿夫編『担保法の判例Ⅱ』ジュリスト増刊(有斐閣、1994)60頁参照。
- (5) 債権発生の可能性を問題とする学説にあっても、将来債権発生の基礎としての法律関係が存在することを要するとする見解（いわゆる法律的基础説）と、目的債権の発生する基礎となるべき法律関係の存在は必要としないが、契約締結当時において、その発生の蓋然性が肯定される事情が存在することを要件とする見解（いわゆる事実的基础説）とがあるといわれている。角紀代恵「集合債権の譲渡担保」『民法の争点Ⅰ』ジュリスト増刊(1985)185頁。八木一洋「前掲注(1)」137頁、池田真朗「前掲注(2)」27頁参照。
- (6) 学説について、高木多喜男「前掲注(3)」10頁、田邊光政「集合債権の譲渡担保」NBL265号(1982)20頁、鳥谷部茂「将来債権の担保」星野英一ほか編『担保法の現代的諸問題』別冊NBL10号(商事法務研究会、1983)60頁。河合伸一「第三債務者不特定の集合債権譲渡担保」金融法務事情1186号(1988)58頁、道垣内弘人『担保物権法』（三省堂、1990）298頁、角紀代恵「前掲注(3)」76頁、近江幸治『担保物権法〔新版補正版〕』（1998）325頁参照。

- (7) 高木多喜男「前掲注(3)」9頁、荒木新五「長期的な将来債権の譲渡担保にお墨付き」金融法務事情1544号(1999)17頁、池田真朗「前掲注(2)」28頁参照。
- (8) 八木一洋「前掲注(1)」137頁。道垣内弘人「本判決の意義と残された問題」金融法務事情1544号(1999)23頁、池田真朗「前掲注(2)」32頁参照。
- (9) この説示部分の射程は、診療報酬債権に限られるものではなく、将来債権譲渡契約全般にわたるものであると解される。池田真朗「前掲注(2)」34頁。
- (10) 八木一洋「前掲注(1)」137頁。
- (11) 前記注(5)参照。
- (12) 八木一洋「前掲注(1)」137頁。
- (13) 高木多喜男「前掲注(3)」11頁、道垣内弘人『前掲注(3)』299頁、同「前掲注(8)」23頁、角紀代恵「流動債権譲渡担保をめぐる混迷」椿寿夫編『担保法理の現状と課題』別冊NBL31号(商事法務研究会、1995)203頁参照。

第2項 包括的譲渡担保の有効性

譲渡人が将来取得する債権を包括的に譲渡するような契約であっても、集合債権譲渡担保にあっては、譲渡担保の実行に至るまでの間は、目的債権の取立権及び取立金の使用権が設定者にあることが多いことから(後記第4節第2項④参照)、一般的には、譲渡人との関係では、譲渡人の経済活動の自由を著しく阻害することにはならないと解される⁽¹⁾。

しかし、国税債権者を含む譲渡人の一般債権者との関係では、問題がある。すなわち、譲渡担保の実行前までは、譲渡担保権の効力は、不可分性の理論により、被担保債権の範囲に限定されず、譲渡担保設定契約により目的債権とされた全債権に及び、また、集合債権譲渡担保の実行については、一括した実行手続は存在せず、多数の個別債権の譲渡担保が実行が行われるにすぎないから、たとえば、一般債権者の差押えの対象となっていない債権だけで被担保債権の弁済が可能であったとしても、譲渡人が目的債権の譲渡について第三者対抗要件を具備している限り、譲受人は当該差押えを排除することができ、一般債権者は手を出すことができない⁽²⁾。

さらに、被担保債権が確定していれば、被担保債権の全額が回収されれば譲渡担保権は消滅し、残余は一般債権者が回収できるが、被担保債権自体が増減

する根譲渡担保の場合には、弁済期が到来した個々の被担保債権ごとに実行を繰り返すことが可能になり、一般債権者はいつまでたっても手を出すことができないということになる。

このような観点から、集合債権譲渡担保の有効性の要件として、目的債権の限定が必要であるという理解が一般的であり、目的債権の限定の方法、程度について多くの裁判例、学説がある⁽³⁾。

〔注〕

- (1) 高木多喜男「集合債権譲渡担保の有効性と対抗要件(上)」NBL 234号(1981)12頁、角紀代恵「流動債権譲渡担保をめぐる混迷」椿寿夫編『担保法理の現状と課題』別冊NBL31号(商事法務研究会、1995)206頁。
- (2) 高木多喜男「前掲注(1)」12頁。
- (3) 債権譲渡担保と国税徴収との関係を考察し、集合債権譲渡担保契約の有効性について一定の判断基準を示すものとして、冬木千成「指名債権の譲渡担保と国税徴収に関する一考察」税大研究資料 249号(1997)所収がある。裁判例及び学説についても同論考参照。

第3節 集合債権譲渡担保の対抗要件

第1節において述べたとおり、集合債権譲渡担保を将来債権をも含む個別債権の譲渡担保の集合として考えると、担保権者が対抗力ある譲渡担保権を取得するためには、個々の債権について民法467条2項の対抗要件(確定日付ある証書による債務者に対する通知又は債務者の承諾)を具備しなければならない。したがって、この対抗要件を具備するためには、通知の相手方・承諾の主体たる債務者を確定することが必要となる⁽¹⁾。

集合債権譲渡担保においては、債務者に対する将来債権を含む複数の債権について包括的な対抗要件の具備がなされることになるが、判例は、将来債権譲渡契約について、右契約による債権譲渡について予め確定日付のある証書をもって債務者に通知がされれば、目的債権発生の際に譲受人はその取得をもって第三者に対抗できるとしている⁽²⁾。また、複数の債権についての包括的な対抗

要件の具備についても、判例・学説は、どの債権が譲渡担保の目的債権であるかが、債務者において明確に判断できる程度に目的債権が特定されていれば、第三者が当該債権に対して利害関係をもとうとする場合には、債務者の認識を通じて右第三者に債権譲渡の有無等が表示され得るという民法の対抗要件の立法趣旨に合致するとして、これを肯定している⁽³⁾。

ただし、前掲最三小判平成11年1月29日により、相当長期間の債権譲渡契約が有効と解されることとの関係から、今後長期の将来債権譲渡に関して具備された第三者対抗要件の有効性が問題となると解される⁽⁴⁾。

〔注〕

- (1) 道垣内弘人『担保物権法』（三省堂、1990）299頁、角紀代恵「債権非典型担保」椿寿夫編『担保法理の現状と課題』別冊NBL31号（商事法務研究会、1995）85頁。
- (2) 大判昭和9年12月28日民集13巻2261頁。
- (3) 前掲最二小判昭和53年12月15日は、包括的な対抗要件の具備が有効であることを前提していると解されている。高木多喜男「集合債権譲渡担保の有効性と対抗要件(下)」NBL235号（1981）25頁参照。学説について、道垣内弘人『前掲注(1)』299頁参照。
- (4) 須磨美博「担保実務の問題を払拭する画期的判決」金融法務事情1544号（1999）22頁、池田真朝「将来債権譲渡の効力(下)」NBL666号35頁参照。

第4節 集合債権譲渡担保契約の現状～

第1項 契約方式

集合債権譲渡担保の契約方式としては、次のものがある⁽¹⁾。

① 本契約型

当初の担保設定契約時に対象債権につき債権譲渡契約を締結するもの。

② 予約型

当初の契約を債権譲渡予約としておき、譲渡人に期限の利益喪失事由（以下「失期事由」という。）が生ずるなど一定の場合に譲受人が予約完

結権を行使できる一方の予約の形式をとるもの。

③ 停止条件型

債務者に失期事由が生じたことを停止条件として債権譲渡の効力を発生させる停止条件付集合債権譲渡の形式をとるもの。

予約型や停止条件型が用いられる理由は、本契約型であっても支払停止等の事由が生じるまでは対抗要件具備が留保され（後記第2項の③参照）、優先弁済を受けられないので、実際的な効果には変わりはなく、かえって、予約完結権行使等により債権譲渡の効力を発生させる方が、破産法、会社更生法の対抗要件否認を回避できると考えられたためである⁽¹⁾。ただし、近時、予約型や停止条件型の集合債権譲渡担保契約であっても、これを否認できるとする裁判例が公表されている⁽²⁾。

〔注〕

- (1) 巻之内茂「債権非典型担保の実務上の問題点——集合債権譲渡担保を中心に——」 椿寿夫編『担保法理の現状と課題』別冊NBL31号（商事法務研究会、1995）173頁参照。
- (2) 大阪高判平成10年7月31日金融法務事情1528号36頁、大阪高判平成10年9月2日金融法務事情1528号39頁、東京地判平成10年7月31日金融法務事情1529号61頁。

第2項 契約内容

集合債権譲渡担保契約には、前記契約方式の如何にかかわらず、共通的に次のような契約内容を有するものが多い⁽¹⁾。

① 目的債権

譲渡担保契約の目的債権は、譲受人が金融機関や商社の場合には、契約上は「譲渡人が現在及び将来有する一切の〇〇債権」のように包括的に表示し、併せて、別途、債権の内容を具体的に記載した明細書等を提出させ、その範囲での債権を目的債権とするものが多い。譲受人が金融業者の場合

には、契約上で債務者を表示するものが多いようである。

② 被担保債権

被担保債権は、譲受人が金融機関や商社の場合には、債務発生原因を、金銭消費貸借取引などに限定した根担保とする例が多いが、譲受人が金融業者の場合には、特定の金銭消費貸借のみに限定したものが多いようである。

③ 対抗要件

予約型及び停止条件型にあっては、譲渡人に失期事由が生じるまで、対抗要件が具備されることはないが、本契約型であっても、譲渡担保設定時に対抗要件が具備されることはほとんどない。これは、

- i 多数の債権を対象債権とする場合、民法 467条の対抗要件（確定日付ある証書による通知又は承諾）を具備しようとする、膨大な事務量を要し、また、経費もかさむこと、
- ii 対象債権は、譲渡人の業務が正常に継続する限り、譲渡人の取立と使用により消滅するものであるところ、対抗要件の具備により、譲渡人の取立に支障を生ずる可能性があること、
- iii 譲渡担保設定時に債務者が確定していない場合、そもそも対抗要件の具備ができないこと、
- iv 民法 467条の対抗要件を具備すると債権譲渡の事実が債務者（例えば譲渡人の元請業者）に通知されることになるが、債務者は、金融業者のための債権譲渡担保設定を譲渡人の信用状況悪化の兆候と考えるのが一般的であったことから、譲渡人と債務者との取引の継続に支障が生じかねないこと、

等の事情があったためである。そこで、多くの場合、譲受人は、債務者名、金額、日付等が白地の債権譲渡通知書を譲渡人から徴求するにとどめ、譲渡人に失期事由が生じた場合には、債権譲渡通知書の債務者名等の白地を補充して債務者に通知をするという方法がとられている。

④ 取立、使用权

対抗要件を具備するまでの間、対象債権の取立・使用は、譲渡人が行うことが認められる。契約によっては、明示的に取立・使用を許諾するものもあるが、多くは契約上明示せず黙示的に認めているようである。

⑤ 補充義務

譲渡人による対象債権の取立・使用が認められる結果、対象債権は減少していくので、対象債権の補充が必要となる、そこで、常時、被担保債務の残高以上（110%以上の額など）を維持するものとし、定期的に対象債権を補充又は洗い替えした明細書の提出が義務付けられる。

⑥ 処分制限

譲渡人による対象債権の取立・使用は認められるが、第三者への譲渡や担保提供は禁止される。

⑦ 担保権実行と清算義務

譲渡人に失期事由が生じた場合には、本契約型及び停止条件型の場合には対抗要件の具備、予約型の場合には予約完結権の行使及び対抗要件の具備により、譲受人が対象債権を直接取り立て、被担保債務の弁済に充てる。

譲受人が取り立てた金額が被担保債務額を超える場合には、契約上に規定がないときでも、譲受人に清算義務が生じると解される⁽²⁾。

〔注〕

- (1) 卷之内茂「債権非典型担保の実務上の問題点 —— 集合債権譲渡担保を中心に ——」椿寿夫編『担保法理の現状と課題』別冊NBL31号（商事法務研究会、1995）173頁。
- (2) 第4章第3節第1項参照。

第3項 集合債権譲渡担保の有用性

集合債権譲渡担保の現状における有用性については、

- ① 目的債権について事実上対抗要件を具備できない結果、目的債権が他の第三者に譲渡された場合、右譲渡に劣後することが多かったこと、
- ② 目的債権の債務者に反対債権があり、相殺されてしまったり、目的債権

自体が存在しない場合が多かったこと、

③ 将来債権の譲渡の有効性に関するリーディングケースと一般に理解されていた前掲最二小判昭和53年12月15日の事案は、債権譲渡契約後1年間の診療報酬債権の譲渡の事案であったため、同判決に依拠して、目的債権の発生期間の時間的範囲については、1年間程度とするのが無難であるとされていたこと⁽¹⁾、

④ 破産管財人の否認権行使を回避するため、予約型ないし停止条件型が多用されているが、近時の裁判例においては、否認権を行使できるとするものが現れていること、

等の問題があり、担保評価の対象として扱えないとか⁽²⁾、添担保という位置付けで、期待はするけれども、頼りにできない道楽息子みみたいな担保⁽³⁾と評されていた。

このような問題のうち、③については、前掲最三小判平成11年1月29日が、昭和57年12月1日から平成3年2月28日まで（8年3ヵ月）の間に支払いを受けるべき診療報酬債権の譲渡を有効としたことにより、少なくとも従来の実務が考えていた範囲よりかなり長期にわたる将来債権の譲渡も有効であると解されることから、今後、③に関する集合債権譲渡担保の有用性は相当向上すると理解されている⁽⁴⁾。

しかし、最大の問題である①は、解釈により解決することは困難であり、集合債権譲渡担保は、対抗要件の具備という入口の段階において、民法467条の存在が障害となって、その有用性が発揮できない状況にあるといわれていた⁽⁵⁾。そして、この問題については、対抗要件具備方法を簡易化する立法的措置が必要であるといわれていた⁽⁶⁾。

〔注〕

- (1) 高木多喜男「判批」椿寿夫編『担保法の判例Ⅱ』ジュリスト増刊（有斐閣、1994）80頁。債権譲渡登記を利用する債権譲渡担保にあっても、法的根拠に不安があるとして、同一の将来債権譲渡を登記するに当たって、長期の登記と1年ごとの登記を重複させることさえ行われていた（菅原胞治＝高山満＝中山廉平＝堀龍兒「座談会

- ・債権譲渡特例法と担保実務」銀行法務21 557号(1999)11頁)。
- (2) 菅原胞治＝高山満＝中山廉平＝堀龍兒「前掲注(1)」6頁。
- (3) 池辺吉博＝片岡義広＝齊田智行＝道垣内弘人＝益本広史＝升田純「座談会・債権譲渡法制度の改革と実務(上)」クレジット&ロー112号(1999)8頁。
- (4) 吉田光碩「債権譲渡特例法による集合債権譲渡担保と最三小判平11・1・29による新判断」金融法務事情1541号(1999)4頁は、「譲渡人の窮状に乗じて不必要な範囲まで将来債権を譲渡担保にとるような場合を除き、5年程度の将来債権を含むのであれば、心配する必要はなくなったといえるのではないか。」とする。須磨美博「担保実務の疑問を払拭する画期的判決」金融法務事情1544号(1999)20頁は、「将来発生すべき売掛債権の期間を5年ないし10年としてそれを譲渡担保の目的とすることに合理性が認められれば、今回の判例の趣旨に照らしこれが有効となる可能性は極めて高いといえよう。」とする。堀龍兒「本判決の意義と実務への影響」金融法務事情1544号(1999)29頁は、「この判決の考え方からすれば債権発生の確実性があれば、何年先でも可能といえそうであり、債権発生の基盤となる契約の期間が20年であれば、20年間でも可能と思われる。ただ、この判決のケースが8年3ヵ月であることから、実務的には10年分ぐらいは可能といえそうである。」とする。
- (5) 角紀代恵「債権非典型担保」椿寿夫編『担保法理の現状と課題』別冊NBL31号(商事法務研究会、1995)86頁。
- (6) 角紀代恵「集合債権の譲渡担保」加藤一郎＝米倉明編『民法の争点Ⅱ』ジュリスト増刊(有斐閣、1985)188頁、道垣内弘人『担保物権法』(三省堂、1990)300頁、角紀代恵「流動債権譲渡担保を巡る混迷」椿寿夫編『担保法理の現状と課題』別冊NBL31号(商事法務研究会、1995)204頁、同「流動債権譲渡担保の対抗要件—立法化への提言—」ジュリスト1090号(1996)151頁。

第2章 債権譲渡特例法の対抗要件制度

第1節 債権譲渡特例法の適用範囲

債権譲渡特例法は、法人がする金銭債権の譲渡につき、民法の特例として、民法の定める方法に加えて、登記により対抗要件を具備する制度（債権譲渡登記制度）を創設している。債権譲渡特例法は、債権譲渡の対抗要件に関する民法の適用を排除するものではなく、譲渡人は、債権の譲渡に当たり、民法上の通知によることも、債権譲渡登記によることも、いずれの方法も選択することができる⁽¹⁾。

また、債権譲渡特例法の立法趣旨は、債権流動化の動きに対応して、民法の定める対抗要件を簡素化しようとするものであるが⁽²⁾、特定債権法のように特定のスキームを構築しようとするものではなく、その適用範囲を「法人がする債権譲渡」（債権譲渡特例法1条）、対象とする債権を「指名債権であって金銭の支払いを目的とするもの」（同法2条）とする以上の限定はしていないので、債権流動化のほか、債権譲渡担保などにも利用することができる⁽³⁾⁽⁴⁾。

〔注〕

- (1) 法務省民事局参事官室・第四課編『Q & A 債権譲渡特例法(改訂版)』（商事法務研究会、1998）27頁。
- (2) 立法の背景、経緯について、法務省民事局参事官室・第四課編『前掲注(1)』1頁及び3頁、揖斐潔「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の概要(1)」NBL 644号(1998) 6頁参照。
- (3) 法務省民事局参事官室・第四課編『前掲注(1)』28頁。
- (4) 債権譲渡特例法による債権譲渡登記についての規定は、債権質の設定について準用されている（債権譲渡特例法10条1項）。

国税徴収法64条（抵当権等により担保される債権の差押）は、登記することができる質権によって担保される債権を差し押さえたときは、税務署長は、その債権の差押の登記を関係機関に嘱託することができる旨を規定しているが、債権譲渡特例法10条1項により設定登記がされている質権によって担保される債権については、国税徴収法64条の規定は適用しないこととされている（債権譲渡特例法11条2項）。

第2節 対抗要件制度の概要

第1項 意義

債権譲渡についての民法の対抗要件制度は、債務者に対して情報を集め、債務者をインフォメーションセンターとしようとするものであり、第三者対抗要件と債務者対抗要件を重ね合わす構造となっている⁽¹⁾。

債権譲渡特例法の対抗要件制度は、一方で、債権流動化を求める実務界からの要請である第三者対抗要件の簡素化を求めつつ、他方で債務者の保護を図るため、第三者対抗要件と債務者対抗要件とを分離するという、民法の対抗要件制度とは異なる構造の対抗要件制度を創設するものである⁽²⁾。

〔注〕

- (1) 最一小判昭和49年3月7日民集28巻2号174頁。柴田保幸「判批」法曹時報27巻8号(1975)118頁、池田真朗『債権譲渡の研究〔増補版〕』（弘文堂、1997）105頁以下及び155頁以下参照。
- (2) 法務省民事局参事官室・第四課編『Q&A債権譲渡特例法〔改訂版〕』（商事法務研究会、1998）35頁、揖斐潔「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の概要(2)」NBL645号(1998)49頁。

第2項 対抗要件具備手続

1 第三者対抗要件

債権譲渡特例法は、債権譲渡登記制度を創設し、債権の譲渡につき債権譲渡登記ファイルに譲渡の登記がされたときは、当該債権の債務者以外の第三者については、民法467条の規定による確定日付ある証書による通知があったものとみなし、この場合においては、当該登記の日付をもって確定日付とする旨を定めている（債権譲渡特例法2条1項）。

債権譲渡登記は、磁気ディスク等をもって調製される債権譲渡登記ファイルに登記事項を記録することによって行われる（同法5条、債権譲渡登記規則6条）⁽¹⁾。

債権譲渡登記に関する事務は、法務大臣が指定する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所が、登記所としてつかさどることとされている（同法3条1項）。右登記所としては、東京法務局のみが指定されており、同法務局が全国の債権譲渡登記に関する事務を所管している⁽²⁾⁽³⁾。

2 債務者対抗要件

債権譲渡登記がされた場合、第三者対抗要件は登記のみにより具備されるが、登記により債務者対抗要件をも具備することとすると、債務者に二重弁済の危険や抗弁切断の不利益を課することになる。そこで、債務者対抗要件については、当該債権の譲渡及びその譲渡につき債権譲渡登記がされたことについて、譲渡人若しくは譲受人が債務者に対して、登記事項証明書（債権譲渡特例法8条2項）を交付して通知をし、又は当該債務者が承諾をしたときは、債権譲渡登記の効果——民法467条の規定による確定日付ある証書による通知があったものとみなされる——が債務者に及ぶ旨を定めている（同法2条2項）。

なお、債務者に対する通知については、登記事項証明書を交付して通知することが必要とされた結果、虚偽通知がされるおそれなくなったため、民法467条の場合とは異なり、譲渡人のみならず、譲受人からも通知をすることができるととされている⁽⁴⁾⁽⁵⁾。

〔注〕

- (1) 債権譲渡登記の申請は、書面及び磁気ディスクですることとされている。債権譲渡登記令（平成10年政令第296号）7条、8条、債権譲渡登記規則（平成10年法務省令第39号）8条、9条、10条。なお、この磁気ディスク（以下「申請磁気ディスク」という。）の記録方法については、平成10年9月28日法務省告示第295号により告示されている。
- (2) 平成10年9月22日付法務省告示第290号
- (3) 法務大臣が指定する法務局等が追加されても、債権譲渡登記ファイルは1か所で集中管理し、各登記所は同ファイルにオンラインでアクセスすることが予定されている。したがって、債権譲渡登記事務については、管轄に関する規定が置かれてい

ない。法務省民事局参事官室・第四課編『Q&A債権譲渡特例法(改訂版)』(商事法務研究会、1998)66頁参照。

(4) 法務省民事局参事官室・第四課編『前掲注(3)』43頁参照。

(5) このような立法趣旨にかんがみ、登記事項証明書の写しの交付による通知は、債権譲渡特例法2条2項所定の通知に当たらないと解かされる。少なくとも譲受人からの登記事項証明書の写しの交付による通知は、同法2条2項所定の通知の当たらないとする裁判例として、東京地判平成11年9月17日金融法務事情1561号(1999)76頁参照。

第3項 債権譲渡登記の効果

1 債権譲渡登記の効果

債権譲渡登記がされた場合の効果については、民法467条の規定による確定日付ある証書による通知があったものとみなすとしており、確定日付ある証書による通知があったのと同様の法律効果を与えることとしている。

債権譲渡特例法2条1項は、「当該債権の債務者以外の第三者には」と規定しているところ、この「債務者以外の第三者」は、民法467条2項の「債務者以外ノ第三者」と同様である。したがって、「第三者の範囲」については、民法467条における議論がそのままあてはまる。また、民法467条の確定日付ある証書による通知があったものとみなすとしていることから、具体的な對抗要件具備の効果は、右通知のあった場合の民法の解釈論に委ねられている⁽¹⁾。

なお、債権譲渡登記がされたことによって、第三者對抗要件が具備された効果は生ずるものの、それ以上の効果を有するものではない。すなわち、債権譲渡登記自体は、当該債権が真実存在するものであるか、又は債権譲渡が真実なされているものであるかなどを公証するものではない⁽²⁾。

2 登記事項証明書を交付して通知をし、又は債務者が承諾をしたときの効果

債務者に登記事項証明書を交付して通知をし、又は債務者が承諾をしたときの効果は、民法467条の規定による確定日付ある証書に通知があったもの

とみなすとしており、確定日付ある証書による通知が到達したのと同様の法律効果を与えることとしている。

この通知の性質は、債権が譲渡されたこと及び譲渡の登記がされたことという事実を知らせる行為であって、観念の通知であると解される。また、債務者の承諾についても、右の事実の認識を表示する観念の通知であると解される。こうした通知・承諾の性質、その相手方、異議を止めない承諾の効果（民法 468条）等については、民法と同様に解することができる。ただし、債権譲渡前の債務者の承諾については、債権譲渡特例法 2 条 2 項の承諾は、債権が譲渡されたこと及び譲渡の登記がされたことについて承諾が必要であるので、登記前の債務者の承諾はあり得ない⁽³⁾。

〔注〕

- (1) 法務省民事局参事官室・第四課編『Q&A債権譲渡特例法〔改訂版〕』（商事法律研究会、1998）37頁、揖斐潔「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の概要(2)」NBL645号(1998)50頁。
- (2) 衆議院法務委員会（平成10年5月20日）及び参議院法務委員会（平成10年6月5日）における「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律案に対する附帯決議」（法務省民事局参事官室・第四課編『前掲注(1)』216、217頁所収）。法務省民事局参事官室・第四課編『前掲注(1)』19頁及び揖斐潔「前掲注(1)」50頁参照。
- (3) 揖斐潔「前掲注(1)」52頁。

第4項 公示制度

1 登記事項証明書等の交付

債権譲渡登記に係る債権譲渡に関する公示の方法として、登記事項の概要を記載した「登記事項概要証明書」の交付（債権譲渡特例法 8 条 1 項）と、登記事項の全部を記載した「登記事項証明書」の交付（同条 2 項）とが定められている。登記自体の閲覧制度はない。

登記事項概要証明書は、譲渡に係る債権の債務者その他の譲渡に係る債権

を特定するために必要な事項（同法5条1項6号）を除く登記事項を記載した証明書であり、だれでも交付を申請することができる。

登記事項証明書は、すべての登記事項及び当該債権を特定するために有益な事項として債権譲渡登記ファイルに記録された事項（債権譲渡登記規則13条1項2号、第3節第1項参照。）が記載される証明書であり、譲渡の当事者又は当該債権の債務者その他の当該債権の譲渡につき利害関係を有する者として債権譲渡登記令15条で定める者のみが交付を申請することができる（譲渡に係る債権の差押債権者は利害関係人に当たる。）⁽¹⁾。

なお、登記事項概要証明書及び登記事項証明書には、証明すべき事項に加えて登記の時刻が記載される（債権譲渡登記規則20条1項）⁽²⁾。

2 商業登記簿等への記載

債権譲渡登記においては、制度の簡便性維持の観点から、当事者の表示の変更の登記の制度を設けていない。しかし、これだけでは、制度の公示機能が十全ではないので、その公示機能を補完するために、債権譲渡登記がされた場合には、債権譲渡登記をした登記官からの通知により、譲渡人の商業登記簿その他の譲渡人の登記簿に債権譲渡登記規則16条に定める事項を記載することとしている（債権譲渡特例法9条、商業登記規則等の一部を改正する省令⁽³⁾）⁽⁴⁾⁽⁵⁾。

〔注〕

- (1) 平成10年11月18日付徴徴4-3「債権譲渡登記制度における登記事項証明申請書等の様式について」国税庁長官通達参照。
- (2) 登記官は、登記申請書の受付の順序にしたがって登記するが、登記申請書が郵送されてきたときには、当該登記申請書を受け取った日後最初の執務を行う日に、同日における最初の登記申請書に先立ち、その受付をしなければならないとされている。そして、この場合における各申請は同順位の受付とし、各申請に係る登記は同時にしなければならない（債権譲渡登記規則9条、10条）

登記事項概要証明書及び登記事項証明書には、【申請区分】として、登記申請の方法が郵送か否かが記載される。そして、当該登記に係る登記申請書が郵送されて

きたときには、登記の時刻は、当該登記申請書を受け取った日後最初に執務を行う日の8時30分と記載される。

- (3) 平成10年8月28日法務省令第40号
- (4) 法務省民事局参事官室・第四課編『Q&A債権譲渡特例法(改訂版)』(商事法務研究会、1998)119頁。問題点を指摘するものとして、池田真朗「債権譲渡登記制度の効用と波紋」銀行法務21561号(1999)1頁
- (5) 商業登記等ができない法人であっても、債権譲渡特例法2条にいう法人であれば、譲渡人として債権譲渡登記制度を利用することができるかと解される。具体的には、国、地方公共団体(地方自治法2条1項)、地縁による団体(地方自治法260条の2第1項)などがこれに該当する。

第3節 集合債権譲渡担保との関係

第1項 制度上の関係

債権譲渡特例法は、債権譲渡がされた場合の対抗要件についての特例を定めるものであり、譲渡される債権の性質や債権譲渡の有効性に触れるものではない。したがって、同法は、集合債権譲渡担保に係る将来債権をも含む包括的な対抗要件の具備の効力については格別の手当てをしておらず、民法の解釈がそのまま適用されることになる⁽¹⁾。

債権譲渡登記の登記事項に関して、集合債権譲渡担保の目的債権の特定等との関連において留意すべき事項としては、次の事項が考えられる。

なお、申請磁気ディスクには、登記事項(債権譲渡特例法5条1項)以外に、譲渡に係る債権を特定するために有益な事項を任意に記録することができ(債権譲渡登記規則9条2項)、当該事項は債権譲渡登記ファイルに記録される(同規則13条1項2号)。

① 登記原因

「登記原因及びその日付」が登記事項とされている(同法5条1項4号)。

登記原因については、登記原因コードにより申請磁気ディスクに記録することとされているが、右登記原因コードとして「譲渡担保」が設定されている⁽²⁾。また、登記原因を「その他」として登記申請をする場合には、

別途「登記原因（契約の名称）」を記録しなければならないこととされている（登記原因を「その他」としなかった場合でも、任意に「登記原因（契約の名称）」を記録することができる⁽³⁾）。

登記事項証明書においては、【登記原因及びその日付】及び【登記原因（契約の名称）】として表示される。

② 目的債権の債務者

「譲渡に係る債権の債務者」が登記事項とされている（同法5条1項6号）。

登記事項証明書においては【債務者】として表示される。

債務者が特定されていない集合債権譲渡担保に係る債権譲渡については、登記することができない。

③ 目的債権の額

「目的債権の発生の時及び譲渡の時における債権額」が登記事項とされている（同法5条1項6号、同規則6条1項5号）。将来債権については見積額を登記することとされている⁽⁴⁾。「譲渡に係る債権の総額」（同法5条1項5号）についても同様である⁽⁵⁾。

登記事項証明書においては、【発生時債権額】、【譲渡時債権額】及び【債権の総額】として表示される。

集合債権譲渡担保にあつては、集合債権譲渡担保契約の目的債権の総額（累計額）の見積額が登記されることになることから、多くの場合には、被担保債権額と比べて相当大きな金額が登記されることになる。

④ 目的債権の発生期間

「債権の発生年月日」が登記事項とされている（同規則6条1項4号）。将来債権の譲渡については、債権発生期間の始期及び終期をもって特定する必要があることから、その始期及び終期を「債権の発生年月日（始期）」及び「債権の発生年月日（終期）」として申請磁気ディスクに記録できるとされている⁽⁶⁾。

登記事項証明書においては、【債権の発生年月日（始期）】及び【債権の

発生年月日(終期)】として表示される。

⑤ 目的債権の発生原因

「貸付債権、売掛債権その他の債権の種類別」が登記事項とされている(同規則6条1項3号)。これについては、「債権の種類」として、債権の種類コードにより申請磁気ディスクに記録することとされているが、右「債権の種類」を「その他の債権」として登記申請をした場合には、別途「債権発生原因」を記録しなければならないこととされている(「債権の種類」を「その他の債権」としなかった場合でも、任意に「債権発生原因」を記録することができる)⁽⁷⁾。

登記事項証明書においては、【債権の種類】及び【債権発生原因】として表示される。

なお、債権の発生原因となった「契約の成立年月日」を任意に申請磁気ディスクに記録することができ⁽⁸⁾、登記事項証明書においては、【契約年月日】として表示される。

⑥ その他の目的債権を特定するために有益な事項

上記「登記原因(契約の名称)」、「債権発生原因」及び「契約の成立年月日」のほか、「弁済期の定め」、「債権の管理番号」、「外貨建債権の表示」及び「備考」等を任意に申請磁気ディスクに記録することができる⁽⁹⁾。

登記事項証明書においては、【弁済期】、【債権の管理番号】、【外貨建債権の表示】及び【備考】として表示される。

⑦ 被担保債権の額

集合債権譲渡担保の被担保債権額は登記されない⁽¹⁰⁾。

〔注〕

- (1) 将来債権譲渡に係る対抗要件具備の効果について、民法467条の対抗要件を具備した場合と債権譲渡登記による対抗要件を具備した場合との比較を論ずる必要があるとする見解がある。すなわち、前掲最三小判平成11年1月29日の出現により、相当長期間の債権譲渡契約が有効と解される場合が増加すると理解されているところ、

そのような将来債権譲渡につき、1回の対抗要件で具備できる対抗力が期間無制限に継続されるとすれば、民法467条の対抗要件具備にあつては、その後債務者が将来譲渡人に対して取得するであろう抗弁権が切断されるという問題が生ずるが、債権譲渡登記による対抗要件具備の場合には、第三者対抗要件のみが具備され、債務者の抗弁は切断されないという相違がある。したがって、将来債権譲渡の対抗要件具備の効果について第三債務者保護を重視すれば、両者の効力を同様に解すべきではないとも考え得ることになる。池田真朗「将来債権譲渡の効力(下)」NBL 666号(1999)27頁、須磨美博「担保実務の疑問を払拭する画期的判決」金融法務事情1544号(1999)22頁参照。

(2) 平成10年9月28日法務省告示第295号3の②の項番31及び同注4。

(3) 同上3の(2)の項番32及び同注5。

(4) 同上3の(2)の項番26、27及び同注7、8。

(5) 同上3の(2)の項番34及び同注7。

(6) 同上3の(5)の項番24、25及び同注4、5。

債権の発生日が一つの日であるときには、その年月日を「債権発生年月日(始期)」として申請磁気ファイルに記録する。この場合、登記事項証明書においては、【債権の発生年月日(始期)】に当該年月日が表示されることになる。

(7) 同上3の(3)の項番22、26及び同注6。

(8) 同上3の(5)の項番23及び同注3。

(9) 同上3の(5)の項番29、30、31、32及び同注9。

(10) 登記事項証明書には固定文字で【被担保債権額】と表示されているが、被担保債権額は、質権設定登記の場合にのみ登記される(債権譲渡特例法10条、平成10年9月28日法務省告示第295号3の②の項番35及び同注8)。

第2項 実務との関係

従来集合債権譲渡担保は、銀行等の金融機関以外のいわゆる市中金融業者のために、融資先の経済的危機に近接して設定されることが多く、滞納処分は債権差押えと競合する例も少なくなかった。債権譲渡登記制度の創設により、従来集合債権譲渡担保の有用性の障害となっていた目的債権についての第三者対抗要件の具備が、簡易に、かつ、債務者に知られることなく可能となったことから、今後市中金融業者が債権譲渡登記制度を利用した集合債権譲渡担保の活用を図ることが予想される。

また、金融機関や商社等にあつても、収益力の重視という債権流動化の流れ

と軌を一にする認識の広まり —— 将来の債権を担保化することにより、能力があり、将来有望でありながら、現在十分な資産を有しない者に対する金融的支援が可能になる⁽¹⁾ —— と、現下の不動産市況の下落等の状況とがあいまって、新たな融資形態としての集合債権譲渡担保が注目を集めている⁽²⁾。債権譲渡特例法は、一次的には債権流動化のための環境整備を目的とするものであるが、当面の実務界はむしろ、指名債権、なかんずく売掛金債権の譲渡担保に向けて活用を図っているようである⁽³⁾。さらに、一部の金融機関では、既往の貸出金の保全強化の一環として、融資先に強く債権譲渡の登記を求めるような動きを見せているともいわれており⁽⁴⁾、今後、金融機関や商社等が、その融資の担保として、恒常的に債権譲渡登記を利用する集合債権譲渡担保を活用することが予想される⁽⁵⁾。

したがって、今後は、債権譲渡登記制度を利用した集合債権譲渡担保と滞納処分債権差押えとが競合する場面が増加するものと思われる。

なお、債権譲渡登記制度を利用した集合債権譲渡担保における契約方式については、債権譲渡登記の時点で債務者に知られることなく第三者対抗要件の具備ができ、かつ、右債権譲渡登記は、破産管財人の対抗要件否認の対象とはならないと解されるので、これまで多用されていた予約型ないし停止条件型から、本契約型に移行すると思われる⁽⁶⁾。

〔注〕

- (1) 前掲最三小判平成11年1月29日の三の2参照
- (2) 菅原胞治＝高山満＝中山廉平＝堀龍兒「座談会・債権譲渡特例法と担保実務」銀行法務21 557号(1999)26頁。
- (3) 吉田光碩「債権譲渡特例法による集合債権譲渡担保と最三小判11・1・29による新判断」金融法務事情1541号(1999)4頁。
- (4) 菅原胞治＝高山満＝中山廉平＝堀龍兒「前掲注(2)」26頁。
- (5) 日本経済新聞平成10年12月22日朝刊「債権保全に新手法活用」によれば、商社金融の担保、ノンバンクの不動産に代わる貸付担保、メーカーの特約店に対する売掛金保全手段としての活用が報じられている。
- (6) 池田真朗「債権譲渡特例法の評価と今後の展望(下)」NBL 657号(1999)25頁、長井秀典「停止条件付集合債権譲渡と否認」塩崎勤＝高木新二郎編『倒産手続と担保

権・否認権・相殺権の諸問題』金融・商事判例1060号(1999)108頁、渡辺吉博＝片岡義広＝齊田智行＝道垣内弘人＝益本広史＝升田純「座談会・債権譲渡法制度の改革と実務(下)」クレジット&ロー 113号(1999)10頁。

なお、上記長井論考等において、債権譲渡契約時においては債権譲渡の効力を生じさせない予約型ないし停止条件型については、そもそも債権譲渡登記はできないのではないか — 債権譲渡登記は内容が虚偽であって無効ではないか — との疑問も呈されている。しかし、第三者対抗要件の具備が問題となる時点において、実体的法律関係と登記内容とが符合しているか否かが問題となると解すれば足り、あえて債権譲渡登記時点における実体的法律関係と登記内容との符合を考える必要があるのか疑問がある。

第3章 個々の債権譲渡に関する問題

集合債権譲渡担保は、将来債権を含む多数の債権を目的とする譲渡担保であるが、法形式的には、個々の目的債権の債権譲渡である。したがって、滞納処分
の債権差押えと債権譲渡登記制度を利用する集合債権譲渡担保とが競合する
場面においても、対抗要件に関する問題、すなわち、第三者対抗要件に関する
問題（両者の優劣及び優劣を決することのできない場合の処理）並びに債務者
対抗要件に関する問題（債務者の弁済の効力及び供託の可否）については、個
々の目的債権の債権譲渡のレベルで解決すべき問題である。

本章においては、個々の目的債権の債権譲渡についての債権譲渡特例法の対
抗要件制度に関する問題点を検討する。

第1節 第三者対抗要件に関する問題

第1項 優劣の基準

同一債権について、滞納処分の差押えと債権譲渡特例法により対抗要件を具
備した債権譲渡とが競合した場合の両者の優劣は、個々の目的債権について、
債権差押通知書が債務者に送達された日時と債権譲渡特例法による第三者対抗
要件具備時点との先後により決することになる。

債権譲渡登記のされた債権譲渡の第三者対抗要件具備時点が具体的にいつに
なるかは、債権譲渡特例法2条2項の「登記がされたとき」の解釈の問題であ
る。この問題についての立法担当者の見解は、債権譲渡登記がされた場合の効
果については、民法467条の規定によるは確定日付のある証書による通知があ
ったものとみなすとされているところ、「通知があった」というためには、通知
が債務者に到達していることが必要なので、結局、債権譲渡登記がされた時
（すなわち、債権譲渡登記が完了した時）は、その時点をもって、確定日付あ
る証書が債務者に到達したものとみなされると解しており⁽¹⁾、学説も特に異
論はないようである⁽²⁾。

〔注〕

- (1) 法務省民事局参事官室・第四課編『Q&A債権譲渡特例法(改訂版)』(1998、商事法務研究会)37頁、揖斐潔「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の概要(2)」NBL645号(1998)50頁。
- (2) 債務者対抗要件の具備(債権譲渡特例法2条2項)については、民法467条による対抗要件の具備と比べて、債務者のリスクと負担が増大していると評価されている。たとえば、①債権譲渡登記、②確定日付ある証書による通知の到達、③登記事項証明書による通知の到達の場合、立法担当者の示す解釈によれば、債権譲渡登記の段階で、第三者に対しては確定日付ある証書による通知が到達したものとみなされ(同条1項)、登記事項証明書による通知により、債務者についても債権譲渡登記をしたときに確定日付ある証書による通知が到達したものとみなされる(同条2項)のであるから、債務者は、通知②③の先後にかかわらず、債権譲渡登記をした譲受人に弁済しなければ、原則として免責されないこととなる。法務省民事局参事官室・第四課編『前掲注(1)』61頁、池田真朗=揖斐潔=片岡義広=田吉禎彦=道垣内弘人=森下哲朗「座談会・債権譲渡特例法と金融実務」ジュリスト1141号(1998)111頁、池田真朗「債権譲渡特例法の評価と今後の展望(上)」NBL 656号(1999)36頁参照。

第2項 優劣が決定できない場合の処理

1 問題の所在

同一債権について、滞納処分による債権差押えと債権譲渡登記により対抗要件を具備した債権譲渡とが競合した場合には、登記がされた日時(登記の時刻)は債権譲渡ファイルに記録され(債権譲渡登記規則13条1項4号)、また、登記事項証明書に記載される(同規則20条1項)から、特段の事情のない限り明らかであるが、債権差押通知書が第三債務者に送達された日時が不明である場合には、当該債権差押えと債権譲渡との優劣を決することができない状況が生じる。

このように優劣を決することができない状況は、同一債権について、債権譲渡登記により対抗要件を具備した債権譲渡と確定日付ある証書による通知(以下「確定日付通知」という。)により対抗要件を具備した債権譲渡とが競合し、登記がされた日時と確定日付通知の到達との先後が同時又は先後不

明である場合にも生じる。この場合には、同一債権について、確定日付通知により対抗要件を具備した複数の債権譲渡が競合した場合と同様の処理を図ることになると解されている⁽¹⁾。

そして、同一債権について、債権差押えと確定日付通知により対抗要件を具備した債権譲渡とが競合した場合の両者の優劣については、同一債権について、確定日付通知により対抗要件を具備した複数の債権譲渡が競合した場合と同様に処理するものと解されている⁽²⁾。

したがって、同一債権について、滞納処分差押えと債権譲渡登記により対抗要件を具備した債権譲渡とが競合し、両者の優劣を決することができない場合には、同一債権について、滞納処分差押えと確定日付通知により対抗要件を具備した債権譲渡とが競合し、両者の優劣を決することができない場合と同様の処理を図ることになると解される。

もっとも、現行法上、差押債権者が差押えの効力を第三者に対抗するための手段を定めた規定はないから、差押えは有効か否か、すなわち、差押え当時に当該被差押債権が執行債務者（滞納者）に帰属する債権であったか否かが問題となるにすぎない。そうすると、債権差押えと債権譲渡との優劣を決することができない場合、差押えの効力が債務者及び譲受人に及ぶか否か、及んでいるとした場合、そのことが差押債権者と譲受人との関係に影響するかが問題となる。

なお、判例は、債権差押通知書と確定日付通知の到達の先後関係が不明である場合（証明できない場合）は同時到達として取り扱うのが相当であるとしているので⁽³⁾、以下、同時到達の場合と確定日付通知到達との先後関係が不明である場合とを区別せず、同時到達の場合として記述する。

2 差押債権者・譲受人と債務者との関係

複数の債権譲渡が競合し、その確定日付通知の到達が同時である場合の譲受人と債務者との関係について、最三小判昭和55年1月11日民集34巻1号42頁は、各譲受人はそれぞれ譲受債権額全額の弁済を請求することができ、譲

受人の1人から弁済の請求を受けた債務者は、他の譲受人に対する弁済その他債務消滅事由のない限り、単に同順位の譲受人が他に存在することを理由として弁済の責を免れることはできないと判示している。つまり、各譲受人は、他に同順位の譲受人が存在しても、それぞれの立場において取得した債務者に対する法的地位が変容を受けるわけではないから、債務者に対して給付訴訟を提起し、無条件の勝訴判決を得ることができ、一方、債務者は、譲受人の一人に弁済すれば責を免れることになると解されている⁽⁴⁾。

滞納処分による債権差押えと債権譲渡とが競合し、債権差押通知書の送達と確定日付通知の到達が同時であった場合における差押債権者と譲受人との間の関係について、最三小判平成5年3月30日民集47巻4号3381頁は、前掲最三小判昭和55年1月11日を引用して、差押債権者と譲受人との優劣を決することができない場合であっても、それぞれの立場において取得した債務者に対する法的地位が変容を受けるわけではないから、徴収職員は差し押さえた債権の取立権を取得し、また、譲受人は、右債権差押えの存在にかかわらず、債務者に対して右債権の給付を求める訴えを提起し、勝訴判決を得ることができる⁽⁵⁾と判示している。

この差押債権者・譲受人と債務者との関係を、複数の債権譲渡が競合し、確定日付通知が同時に債務者に到達した場合の各譲受人と債務者の関係と同様に解するのであれば、債務者は、譲受人に弁済すれば、その弁済の効力をもって差押債権者に対する関係でも免責されることになる。

しかし、前掲最三小判昭和55年1月11日は、「(譲受人による強制執行に対して) 第三債務者は、二重払の負担を免れるため、当該債権に差押がされていることを執行上の障害として執行機関に呈示することにより、執行手続が満足的段階に進むことを阻止しうる(民訴法544条参照)にすぎないのである(最高裁昭和45年(オ)第280号同48年3月13日第三小法廷判決・民集27巻2号344頁参照)」と説示している。そして、ここで引用されている最三小判昭和48年3月13日は、仮差押えのされている債権の執行債務者による給付訴訟追行の可否について、①執行債務者は債務者に対する給付訴訟を追行

し無条件の勝訴判決を得ることができるが、②債務者は、右勝訴判決に基づく強制執行がされたときには、二重払の負担を免れるためには、当該債権に仮差押えがされていることを執行上の障害として執行機関に呈示することにより、執行手続が満足的段階に進むことを阻止しようとしたものである。つまり、前掲最三小判昭和55年1月11日の上記説示は、確定日付通知の到達と差押通知の送達が同時である場合の譲受人と差押債権者との関係を、執行債務者と差押債権者との関係（当然差押債権者が優先する関係）と同様に理解していることを示すものであると解される。

したがって、債務者に対する債権差押通知書の送達と確定日付通知の到達とが同時であって、債権差押えと債権譲渡との優劣を決することができない場合にも、差押えの効力は、債務者に対する債権差押通知書の送達と確定日付通知の到達に先行する場合と同様に譲受人及び債務者に及び、債務者は差押債権者に弁済すれば譲受人との関係でも免責されるが、譲受人に弁済した場合は、差押債権者との関係では免責されない（二重払をしなければならない）こととなると解される⁽⁵⁾。

3 差押債権者と譲受人との関係

前掲最三小判平成5年3月30日は、滞納処分による債権差押えと債権譲渡とが競合し、債権差押通知書の送達と確定日付通知の到達が同時であった場合における差押債権者と譲受人との間の関係について、互いに相手方に対して自己が優先的地位にある債権者であると主張することが許されない関係に立つと判示して、両者の関係を明らかにした。そして、債務者が債権者不確知を原因として弁済供託をした場合において、被差押債権額と譲受債権額との合計が右供託金額を超過するときは、差押債権者及び譲受人は、被差押債権額と譲受債権額に応じて供託金額を案分した額の供託金還付請求権を分割取得するとしている。

これは、上記2において述べたとおり、強制執行（滞納処分）の満足的段階への進行の点、および、第三債務者の免責の点では、差押えが有利に扱わ

れることになるが、そのことは、端的に差押債権者が実体上譲受人に優先することを意味するものではなく、債権の帰属の面では、差押債権者と譲受人は、互いに相手方に対して自己が優先的地位にある債権者であると主張することが許されない関係に立つことを明らかにしたものであると解される⁽⁶⁾。

債権者不確知を原因とする供託がされていないときは、本判決の射程外ではあるが、債務者が差押債権者又は譲受人の一方に弁済した場合において、他方が既に弁済を受けた一方に対して、譲受債権額に応じた案分額の分配を請求することの可否が問題となる。この問題について、学説は、譲受人相互間の法律関係は、多数当事者の債権関係（分割債権、不真正連帯債権等）ではなく、各譲受人は独立して債権を取得する——その意味では、差押債権者と譲受人との間には何らの法律関係は生じない——が、本判決が「公平の原則に照らし」て供託金還付請求権に分割取得する旨を説示した趣旨に鑑み、不当利得返還請求として、譲受債権額に応じた案分の範囲で各譲受人間の分配請求権を肯定するものが有力のようである⁽⁷⁾。しかし、「正式の執行手続で得た弁済を分配することなど、認められるだろうか」と疑問を呈する見解もあり⁽⁸⁾、今後の課題となっている。

〔注〕

- (1) 揖斐潔「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の概要(2)」NB L 645号(1998)51頁。
- (2) 最一小判昭和49年3月7日民集28巻2号174号(仮差押命令と債権譲渡)、最三小判昭和58年10月4日判例時報1095号95頁(差押・転付命令と債権譲渡)、最三小判平成5年3月30日民集47巻4号3334頁(滞納処分の差押えと債権譲渡)。
- (3) 最三小判平成5年3月30日民集47巻4号3381頁。本判決は、複数の債権譲渡が競合し、各譲渡通知の到達の先後関係が不明であった場合にも妥当すると解されている。井上繁規「判批」『最高裁判所判例解説民事篇平成5年度(上)』(法曹会、1996)598頁、平井宜雄『債権総論(第二版)』(弘文堂、1994)149頁、山田誠一「債権譲渡と債権差押えの競合、および、債権の二重譲渡—順位の決定方法と、同順位の場合の法律関係について—」金融法務事情1361号(1993)14頁。
- (4) 石垣君雄「判批」法曹時報36巻12号211頁(1985)、平井宜雄『前掲注(3)』149頁参照。

- (5) このように解するものとして、浅沼武＝高木多喜男＝竹下守夫＝森井英雄＝古曳正夫「座談会・債権の二重譲渡と対抗要件(3)」NBL209号(1980)37頁(竹下)、池田真朗「判批」『債権譲渡の研究(増補版)』(弘文堂、1997)176頁、上原敏夫『債権執行手続の研究』(有斐閣、1994)78頁、山田誠一「前掲注(3)」15頁、角紀代恵「判批」民商法雑誌111巻1号(1994)107頁がある。これに対して、五十川直行「判批」法学協会雑誌99巻11号(1982)1744頁は、他に権利を行使する譲受人に対して優先を主張しえない差押債権者が存する場合にも、第三債務者としては、その譲受人の全額弁済の主張に原則として応じなければならず、例外として二重弁済の危険がある場合には、弁済を拒絶しうるにすぎないとする。
- (6) 山田誠一「前掲注(3)」15頁、池田真朗「判批」『前掲注(5)』272頁参照。
- (7) 山田誠一「前掲注(3)」16頁、伊藤進「債権譲渡通知・差押通知の同時到達をめぐる問題点」ジュリスト1040号(1994)11頁、池田真朗「判批」『前掲注(5)』284頁、平井宜雄『前掲注(3)』150頁参照。なお、複数の債権譲渡が競合した場合における同順位の譲受人相互間の債権帰属の関係に関する学説については、井上繁規「判批」『前掲注(3)』592頁参照。
- (8) 内田貴『民法Ⅲ』(東京大学出版会、1996)208頁。

第2節 債権者対抗要件に関する問題

第1項 問題の所在

民法467条又は特定債権法による第三者対抗要件具備は、同時に債務者対抗要件具備ともなり、第三者対抗要件のみが具備されることはない。ところが、債権譲渡特例法による対抗要件制度は第三者対抗要件と債務者対抗要件とを分離したことから、債権譲渡登記がされた債権譲渡について、第三者対抗要件は具備しているが、債務者対抗要件は具備していないというこれまでにない状況が生じ得ることになった。滞納処分との関係においても、同一債権について滞納処分の差押えと債権譲渡とが競合し、債権譲渡登記が債権差押通知書の送達に先行している場合、差押債権者と譲受人との関係では譲受人が優先するが、債務者との関係では差押債権者が優先するという状況が生じ得る。

このような状況において問題となる債務者の弁済及び供託に関する法律関係について整理検討する。

第2項 弁済

1 債務者対抗要件を具備している場合

同一債権について、滞納処分差押えと債権譲渡とが競合し、右債権譲渡に係る債権譲渡登記が債権差押通知書の送達に先行しているときには、まず、債権譲渡登記の時点で、債務者以外の第三者については、確定日付ある証書による通知（民法467条2項）が到達したものとみなされ、右債権譲渡は第三者対抗要件を具備する（債権譲渡特例法1項）。

そして、差押債権者の取立前に当該債権譲渡についての債務者対抗要件具備——当該債権の譲渡及びその譲渡につき債権譲渡がされたことについて、債務者に登記事項証明書を交付しての通知又は債務者の承諾⁽¹⁾（債権譲渡特例法2条2項）——がされている場合、債務者についても、債権譲渡登記をした時点で確定日付ある証書による通知が到達したものとみなされる（同条2項）。したがって、差押通知書送達の前にかかわらず、差押債権者の取立前に債務者対抗要件具備がなされた場合には、債務者は、譲受人に弁済すれば本旨弁済として有効な弁済となり免責されるが、差押債権者に弁済した場合には、原則として免責されない⁽²⁾⁽³⁾。

債務者が差押債権者に弁済し、右弁済により免責されなかった場合において、債務者が譲受人に対して再度弁済をなしたときには、債務者は、弁済を受けた差押債権者に対し不当利得として弁済金の返還を求めることができる。債務者が右弁済により免責された場合には、譲受人は、弁済を受けた差押債権者に対し、不当利得として弁済金の返還を求めることができる。

2 債務者対抗要件を具備していない場合

同一債権について、滞納処分差押えと債権譲渡とが競合し、債権譲渡に係る債権譲渡登記が債権差押通知書の送達に先行しているときであっても、差押債権者の取立前に当該債権譲渡についての債務者対抗要件具備がなされていない場合には債権譲渡登記の効果は債務者に及んでいないから、譲受人

は債務者に対して弁済を求めることはできない。債務者は、差押債権者に弁済すれば本旨弁済として有効な弁済となり、免責されることになる。

ただし、差押債権者と譲受人の間では、第三者対抗要件を先に具備している譲受人が優先するので、譲受人は、弁済を受けた差押債権者に対し不当利得として弁済金の返還を求めることができる⁽⁴⁾。

〔注〕

- (1) 明示の承認がなかったとしても、債務者の譲受人に対する弁済が、債務者が債権譲渡登記が債権差押通知書の送達に先行していることを知っていた場合などは、債権譲渡がされたこと及びその譲渡につき債権譲渡登記がされたことについて、債務者が承認した場合に該当すると認められる。法務省民事局参事官室・第四課編『Q&A債権譲渡特例法〔改訂版〕』（1998、商事法務研究会）47頁。
- (2) 法務省民事局参事官室・第四課編『前掲注(1)』50頁
- (3) 差押債権者は債権の準占有者に当たる。債務者において、差押債権者が真正の債権者であると信じてした弁済につき過失がなかった場合（差押債権者を真の債権者であると信ずるにつき相当の理由がある場合）に限り、民法478条（債権の準占有者に対する弁済）により免責される（最二小判昭和61年4月11日民集40巻3号558頁）。
- (4) 法務省民事局参事官室・第四課編『前掲注(1)』46頁

第3項 債権者不確知供託

1 債権者不確知供託

国税徴収法には、民事執行法156条1項（権利供託）に当たる規定はないから、債務者は、滞納処分⁽¹⁾の債権差押えのみを理由とする供託をすることはできない⁽¹⁾。

しかし、債務者は、過失なくして債権者を確知できない場合には、債権者不確知を理由とする供託（民法494条）をすることができ⁽²⁾、一方、徴収実務は、被差押債権につき債権者不確知供託がされた場合には、供託金還付請求権について、滞納者が譲渡等の処分をしていないと認められるときには、滞納者が有する供託金還付請求権を差し押さえた上、被供託者を被告として、

供託金還付請求権の取立権が国に帰属することの確認訴訟を提起することとしている⁽³⁾。

2 供託の可否

同一債権について滞納処分の差押えと債権譲渡登記をした債権譲渡とが競合した場合、差押債権者の取立前に債務者対抗要件具備がなされたときには、債務者は、右先後関係が不明である場合には、債権者不確知供託をすることができるが、右先後関係が明らかである場合又は同時である場合には、債権者不確知供託をすることはできない⁽⁴⁾。ただし、この場合であっても、当該債権に譲渡禁止特約が付されている等により債権譲渡の有効性に疑義がある場合には、債務者は、債権者不確知供託をすることができる。

一方、差押債権者の取立前に債務者対抗要件具備がなされていないときには、債務者は、差押債権者に対する弁済により免責されるのであるから、債権者不確知供託をすることはできないと解される。

〔注〕

- (1) 国税徴収法には、民事執行法156条1項に当たる規定がないことによる問題点を指摘するものとして、上原敏夫『債権執行手続の研究』(有斐閣、1994)75頁。
- (2) 債権譲渡の効力につき、民法466条2項ただし書との関係上疑義がある場合について、昭和36年7月31日民甲1第866号民事局長回答(供託先例集(3)36頁)、債権差押通知書の送達と確定日付通知の到達との先後関係が不明である場合について、平成5年5月18日民四第3841号民事局第四課長通知(民事月報48巻5号112頁)参照。
- (3) 昭和55年10月28日徴徴4-11「滞納処分により差押えをした債権につき債権者不確知を理由として供託された場合に国が採るべき徴収手段について」国税庁長官通達。右通達は、第三債務者は、差押債権者である国に対し、供託による弁済の効果を対抗することはできない(民法481条、昭和27年7月9日民事甲第988号民事局長通達(供託先例集(i)530頁)参照)から、国は、債権差押えの効力に基づき、供託後といえども、第三債務者に対し取立訴訟を提起することができるが、供託外において、第三債務者から被差押債権を取り立てることは、①第三債務者は、債務不履行の危険を免れるために供託したにもかかわらず供託後の遅延損害金の負担を強いられることになり、供託制度の趣旨を没却する結果となること、②紛争の実質的な当

事者間で訴訟を行う方が紛争の一時的解決に資すること、③第三債務者よりも供託機関の方が資力の点で取立てが確実であることなどから、滞納者が有する供託金還付請求権を差し押さえた上、譲受人に対する供託金還付請求権取立権確認請求訴訟を提起するとする取扱いを定めたものである。

- (4) 複数の債権譲渡が競合し、その確定日付通知の到達が同時である場合の譲受人と債務者との関係について、各譲受人は、他に同順位の譲受人が存在しても、それぞれの立場において取得した債務者に対する法的地位が変容を受けるわけではないから、債務者に対して給付訴訟を提起し、無条件の勝訴判決を得ることができ、一方、債務者は、譲受人の一人に弁済すれば責を免れることになると解されている（最三小判昭和55年1月11日民集34巻1号42頁）。このことから、供託実務では、譲渡通知の到達が明確である場合はもとより、到達が同時である場合にも、債権者不確知供託を受理することはできないとの取扱いがなされている（昭和59年度全国供託課長会同決議受入関係第1問・民事月報40巻1号7頁）。ただし、到達の先後関係が不明である場合には、最三小判平成5年3月30日民集47巻4号3381頁が同時到達として取り扱うのが相当であるとする「先後関係の不明」とは、裁判手続を経て、実体的な関係を究極的・客観的にみた場合のことであり、債務者が支払請求を受けた時点での「先後関係の不明」とは異なるとの理解から、到達の先後関係が不明であることを供託原因とする債権者不確知供託を受理することとしている（平成5年5月18日付法務省民四第3841号民事局第四課長通知「債権者不確知供託に関する最高裁判決について」及び同解説〔熊谷〕民事月報48巻5号112頁）。

第4項 執行供託

1 執行供託

同一債権について、強制執行の差押え（民事執行法143条以下）と滞納処分
分の差押えとが競合した場合、債務者は、滞納処分が先行するときは、その
全額を供託することができ（滞調法20条の6第1項：権利供託）、また、強
制執行が先行するときは、その債権の全額を供託しなければならない（同法
36条の6第1項：義務供託）⁽¹⁾。

また、同一債権について、強制執行の差押えと滞納処分分の差押えとの競合
に加えて、当該債権に係る債権譲渡があり、債務者において債権者を確知で
きないとき——先行差押えに先行して第三者對抗要件を具備した債権譲渡
の有効性に疑義がある場合、あるいは、債権譲渡の第三者對抗要件具備と先

行差押えの効力発生時期との先後関係が不明である場合⁽²⁾——には、債務者は、供託根拠法令を「滞調法20条の6第1項(又は同法36条の6第1項)と民法494条」とする、いわゆる混合供託をすることができる。

2 執行供託の有効性

債権譲渡登記がされている譲渡に係る債権について、強制執行の差押えと滞納処分の差押えとが競合し、第三債務者が滞調法の規定により供託した場合、右差押えは債権譲渡に対抗できないものであるから、右供託は有効か否かという問題がある。

債権譲渡登記がされていても、債務者対抗要件の具備がされていない段階では、債権譲渡登記の効果は債務者に及んでいない。したがって、債務者は、民法の規定により自己の債権者と定まる者に弁済すべきであり、また、弁済することによって免責される。そうすると、債権譲渡登記がされたが、債務者対抗要件の具備がされていない段階で、譲渡に係る債権について強制執行の差押えと滞納処分の差押えとが競合した場合、債務者は、自己との関係において債権差押命令及び債権差押えを有効なものとして扱わなければならないことになる。したがって、債務者の供託は有効であり、債務者は当該供託によって免責される⁽³⁾。

3 譲受人との関係

滞調法の規定による供託がされた場合の供託された金銭は、債権差押えが先行する場合には、徴収職員等が供託所から払渡しを受け、差押えに係る国税に充当し、残余が生じたときは執行裁判所に交付され、執行裁判所において配当する(滞調法20条の8第1項、6条1項、20条の7)。また、債権差押命令が先行する場合には、執行裁判所が配当することになる(同法36条の9)。

滞調法の規定により供託された金銭については、譲受人は供託金還付請求をすることはできないし、また、滞納処分あるいは強制執行の配当手続に加

入することもできない（国税徴収法129条、滞調法20条の7第2項、民事執行法165条）が、債権差押通知書及び債権差押命令の送達に先行して第三者對抗要件の具備した譲受人は、配当を受けた差押債権者等に対して配当金相当額を不当利得として請求することができる⁽⁴⁾。

なお、混合供託がされた場合には、前提問題として債権譲渡の有効性あるいは債権譲渡と差押えとの先後関係を訴訟において確定することになり、判決において債権譲渡が差押えに優先することとされれば、譲受人は供託金還付請求権を取得することになる。

4 差押えの解除（取下げ）と供託金払渡請求権の帰趨

債権譲渡登記がされている債権譲渡に係る債権について、強制執行の差押えと滞納処分との差押えとが競合し、債務者が滞調法の規定により供託した場合、徴収実務においては、債権差押えを解除することになる。この場合において、さらに強制執行手続も取下げにより終了すると、執行債務者（滞納者）が供託金払渡請求権を取得することになる⁽⁵⁾。

ところで、供託の原因となった債権（原債権）と供託金払渡請求権とは、その発生原因を異にする別個の債権である。そして、債権者不確知供託であれば、債務者において誰が債権者かを確知できないときに、債務不履行責任を免れるためにされるものであるから、債権者不確知供託に係る供託金還付請求権の債権者は、原債権の債権者——債権譲渡が有効で、かつ、差押えに優先するものであるときには、譲受人——となる。しかし、執行供託は、債権者不確知供託とは異なり、執行債務者（滞納者）が原債権の債権者であることを前提に、債務を弁済するには債権者である執行債務者に直接支払ってはならず、供託の方法によらなければならないとするものであるから、——換言すれば、債務者が債務者の立場からみた原債権の債権者である譲渡人に債務を弁済し、その弁済により免責を得たのと同じことであるから——供託後の差押えの解除（取下げ）により発生する執行供託に係る供託金払渡請求権の債権者は執行債務者である。つまり、執行供託に係る供託金

払渡請求権は、執行債務者を債権者とする原債権とは別個の債権であり、原債権が譲受人に譲渡され、その譲渡につき第三者対抗要件を具備しているとしても、また、債務者が供託による免責をもって譲受人に対抗できるものであっても、右供託金払渡請求権が譲受人に帰属することにはならない。

したがって、債務者が混合供託をした場合は格別、滞調法による供託のみをした場合には、国は、滞納者に帰属する右供託金払渡請求権を差し押さえることができ、譲受人は、国の右供託金払渡請求権の差押えに係る取立金について、国に対して不当利得としてその返還を請求することはできないと解される。

〔注〕

- (1) 債権に対する担保権の実行又は行使(民事執行法193条)については、滞調法20条の6第1項及び滞調法36条の6第1項の規定が準用される(滞調法20条の10、36条の13)。また、仮差押えの執行(民事保全法50条)については、滞調法20条の6第1項が準用される(滞調法20条の9)。
- (2) 民事執行の差押え又は滞納処分の差押えのいずれかが債権譲渡登記に先行していれば、先行執行手続が続行されている限り、債権譲渡は先行執行手続との関係では無視される(手続相対効)から、先行差押えと債権譲渡との関係が問題となる。
ただし、債権の総額が10であって、①差押え(7)、②債権譲渡(5)、③差押え(4)のような場合には、②の債権譲渡が有効か否かにより供託義務の範囲が異なることから、混合供託すべきとされている。法務省民事局第四課職員編『供託実務相談』(商事法務研究会、1990)41頁以下〔山田〕。
- (3) 法務省民事局参事官室・第四課編『Q&A債権譲渡特例法(改訂版)』(1998、商事法務研究会)48頁。
- (4) 法務省民事局参事官室・第四課編『前掲注(3)』48頁参照。
- (5) 昭和55年9月6日民四第5333号民事局長通達「民事執行法の施行に伴う供託事務の取扱いについて」第2の四の1参照。

第4章 集合債権譲渡担保に関する問題

第1節 問題の所在

徴収職員が債権譲渡登記制度を利用する集合債権譲渡担保の目的債権を差し押さえた場合、当該目的債権に係る債権譲渡について債権差押えに先行する債権譲渡登記がされていれば、当該債権譲渡は債権譲渡登記により第三者対抗要件を具備するから、当該債権の譲受人は、当該債権の譲受けをもって差押債権者に対抗することができる。また、徴収職員が当該債権を取り立てた場合には、譲受人は、国に対して、取り立てた金銭につき不当利得として返還を請求することができる」と解されている。

しかし、集合債権譲渡担保にあつては、契約により担保として把握される価値としての目的債権の範囲と債権譲渡登記により債権譲渡の第三者対抗要件を具備する目的債権の範囲が異なる——契約の実質的目的と法形式とが乖離している——という問題がある。すなわち、集合債権譲渡担保の実質的な目的は、目的債権が総体として有する一定の価値であり、一定の期間内に譲渡人が取得する目的債権すべての価値を累積的に把握するものではないにもかかわらず、集合債権譲渡担保の法形式は個々の目的債権の債権譲渡担保であることから、目的債権とされる個々の債権の全てについて累積的に債権譲渡がされ、右債権譲渡の対抗要件の具備に債権譲渡登記制度を利用するものあつては、譲渡契約時に近接する債権譲渡登記時において、目的債権の全てについて第三者対抗要件を具備する——債権譲渡登記後における徴収職員債権差押えに優先する——ことになる⁽¹⁾。

そこで、集合債権譲渡担保の包括的譲渡性に関して、徴収職員の債権差押えに先行する債権譲渡登記のされている集合債権譲渡担保（以下「集合債権譲渡担保」という。）について、譲渡担保実行の前後——具体的には、債権譲渡登記に係る債務者対抗要件の具備の前後——に分けて、滞納処分との関係において留意すべきと思われる点を検討する。

〔注〕

- (1) 高木多喜男「集合債権譲渡担保の有効性と対抗要件(上)」NBL 234号(1981)11頁、角紀代恵「流動債権譲渡担保をめぐる混迷」椿寿夫編『担保法理の現状と課題』別冊NBL 31号(1995)204頁参照。

第2節 譲渡担保実行前の問題

第1項 譲渡人による取立の法律関係

集合債権譲渡担保契約を個々の目的債権の債権譲渡契約の集合と考えれば、目的債権の帰属は目的債権の発生と同時に譲受人に移転し、目的債権の取立権は債権者である譲受人にあることになる。実際には、譲受人は、目的債権の債権譲渡登記に係る債務者対抗要件を具備しなければ、債務者から目的債権を取り立てることはできないが、それは、目的債権の債権譲渡をもって債務者に対抗できないということであり、実体上の目的債権の債権者としての権能とは別の問題である。

しかし、集合債権譲渡担保は、目的債権が総体として有する一定の価値を被担保債権の担保として把握するための担保方法であることから、その担保としての性質からは、譲渡担保実行に至るまで間は、目的債権の取立権及び取り立てた金銭の自己使用権は、譲渡人になければならないことになる⁽¹⁾。実際の集合債権譲渡担保契約でも、譲渡人に目的債権の取立権及び取り立てた金銭の自己使用を許諾する特約が、明示的あるいは黙示的に締結されていると認められるものが多い⁽²⁾。

この特約の法律構成については、譲受人が譲渡人に対し、目的債権の取立又は弁済金受領を委任する取立委任契約であるとの構成(取立委任構成)と、譲渡担保実行に至るまでの間に目的債権が弁済期が到来した場合には、当該目的債権についての債権譲渡契約は解除され、目的債権の帰属は譲渡人に復帰するとの構成(解除構成)とが考えられるが、これについては、次の理由から、解除構成と解するのが妥当であると考えられる。

- ① 取り立てた金銭の自己使用を認めるということは、取り立てた金銭の譲受人への引渡義務の免除と解されるが、そもそも右引渡義務の免除を前提とする契約が取立委任といえるのか疑問がある⁽³⁾。
- ② 甲が乙に対する融資に際して、その貸付金債権を担保するため、乙が丙に対して有する債権について、甲が乙に代理して受領し、その受領した金銭を乙に返還する際に右貸付債権と相殺する契約を代理受領契約といい、甲乙間の法律構成は、取立委任であると解されている⁽⁴⁾。そして、甲が乙からの委任により取得する権能の内容については、一般的には、受任者たる甲は弁済受領権限を持つのみで、債務者に対する給付請求訴訟の提起を含む、完全な取立権は有しないと解されている⁽⁵⁾。

集合債権譲渡担保にあっては、債務者が目的債権の履行を怠った場合、そのリスクは譲渡人が負っており、また、譲渡担保が実行に至るまでは、取り立てた金銭の自己使用が認められるのであるから、譲渡人は、取立委任契約の受任者として弁済受領権限のみを有するのではなく、目的債権の債権者として、債務者に対する給付請求訴訟の提起を含む完全な取立権を有すると解される。

〔注〕

- (1) 角紀代恵「債権非典型担保」椿寿夫編『担保法理の現状と課題』別冊NBL31号(1995)84頁、近江幸治『担保物権法〔新版補正版〕』(弘文堂、1998)323頁参照。
- (2) 巻之内茂「債権非典型担保の実務上の問題点 ―集合債権譲渡担保を中心に―」椿寿夫編『担保法理の現状と課題』別冊NBL31号(1995)173頁。明示的に定めたものとして、金融法研究8号(金融法学会、1992)57頁以下所収の資料1及び2参照。
- (3) 巻之内茂「前掲注(1)」178頁。
- (4) 近江幸治「前掲注(1)」332頁、山野目章夫「代理受領・振込指定」椿寿夫編『担保法理の現状と課題』別冊NBL31号(1995)256頁。
- (5) 隠れた訴訟信託となり、弁護士代理の原則(弁護士法72条)を回避し、または訴訟信託の禁止(信託法11条)を潜脱することとなるおそれが指摘されている。金融法研究9号(金融法学会、1993)74頁(加藤雅信)参照。

第2項 滞納処分における問題

1 債権差押えの有効性

(1) 将来債権の差押えの有効性

現行の滞納処分実務においては、将来債権であっても、差押え時においてその原因が確立しており、かつ、その発生が確実であると認められるものは、差し押さえることができるものとして取り扱っており⁽¹⁾、また、社会保険に基づく将来の診療報酬債権については、最二小判昭和53年12月15日判例時報916号25頁を考慮して、近い将来の範囲（おおむね1年以内とする。）に限り、その始期と終期を差し押さえるものとしている⁽²⁾⁽³⁾。

債権の被差押適格として、独立して財産的価値を有すること及び差押え当時に執行債務者に属する財産であることが必要である⁽⁴⁾。これを厳格に解すると、差押えの時点では存在していない将来債権の被差押適格は否定されることになる。しかし、将来債権の譲渡性が一般に認められる以上、差押えの時点では存在していないとの一事をもって、ただちに将来債権の被差押適格が否定される理由はない。

一方、差押えは公権力の行使であるから、その性質上、執行方法としての妥当性ないし相当性が要求される。被差押債権の発生可能性を度外視して、無条件に将来債権の差押えを許容すると、処分の実効という点で疑義が生ずるほか、執行期間の長期化により第三債務者に過度の負担を強いることにもなるから、執行手続上将来債権の差押えが許される範囲については、差押処分の内容の確定性という観点から、被差押債権の発生可能性を考慮する必要があると考える。また、将来債権譲渡契約の有効性は、債権の発生可能性について、そのリスクを譲受人が負うという前提の下に、契約自由の観点から広く認められるとしても、差押えは、第三者との競合の問題であり、また、公権力の行使であることから、当然に差押債権者の自由とすべきものとはいえない。つまり、将来債権の譲渡性の有無と被差押適格の有無とは、配慮すべき事由が異なる問題であり、両者が必然的に

連動するものではない⁽⁵⁾。

したがって、滞納処分実務における現行取扱いは、被差押債権の発生の確実性を要するとしている点は妥当であるが、差押期間も被差押債権の発生が確実であると認められる範囲と考えれば足り、ことさら1年以内とする理由はないと考える⁽⁶⁾。

(2) 既に譲渡されている債権の差押えの有効性

集合債権譲渡担保の目的債権を、その弁済期前に徴収職員が差し押さえた場合、差し押さえた時点において、右目的債権の帰属は既に譲受人に移転し、かつ、第三者対抗要件を具備しているのであるから、当該差押えは、譲受人に帰属する債権を差し押さえたことになり、差押えの効力は生じ得ないのではないかと考えることもできる。

しかし、差し押さえた債権が集合債権譲渡担保の目的債権であるということは、当該被差押債権は、目的債権の弁済期までに譲渡担保実行がされていないことを条件として滞納者（譲渡人）に帰属する債権という性質を有するものであるということであるから、当該差押えもこのような一種の条件付債権に対する差押えとして有効であると考えられる⁽⁷⁾。

なお、目的債権の弁済期経過後、徴収職員の取立前に債権譲渡登記に係る債務者対抗要件具備手続がされた場合であっても、民法の解釈として、債権譲渡について通知又は承諾もない間に契約が解除された場合には、譲渡人は、債権譲渡の解除による債権の復帰について、対抗要件の具備を要せず債務者に対抗できると解されていることから⁽⁸⁾、徴収職員は被差押債権を取り立てることができる⁽⁹⁾。

2 譲受人との関係

第1項において述べたとおり、集合債権譲渡担保契約において、譲渡担保実行に至るまでの間、譲渡人（設定者）に目的債権の取立及び取り立てた金銭の自己使用を認めているときには、その弁済期までに譲渡担保実行がされ

なかった目的債権については、集合債権譲渡担保契約は解除されたと解するのが相当である。また、債権の譲渡担保権の実行とは、譲受人（担保権者）が、債務者から取り立てた金銭を被担保債権の弁済に充当するというところであるから、譲受人が債務者から目的債権を取り立てる前提として、目的債権の債権譲渡登記に係る債務者対抗要件を具備することが必要となる。したがって、集合債権譲渡担保の目的債権を徴収職員が差し押さえ、取り立てても、当該目的債権の弁済期までに当該目的債権の債権譲渡登記に係る債務者対抗要件の具備がなされなければ、当該目的債権に係る集合債権譲渡担保契約は解除され、差し押さえた債権は集合債権譲渡担保の目的債権ではないから、譲受人との関係では不当利得を構成しないと解される。

一方、集合債権譲渡担保契約において、譲渡人に目的債権の取立及び取り立てた金銭の自己使用を認めていないときには、譲渡人はいわゆるサービサーとして譲受人から目的債権の取立を委任されているにすぎないと解されるから、徴収職員の取立てに伴う債務者からの弁済金受領は、譲受人との関係では不当利得を構成すると解される。

〔注〕

- (1) 国税徴収法基本通達第62条関係1。
- (2) 国税徴収法基本通達第62条関係25の(注)。
- (3) 民事執行実務においても、将来債権については、すでにその発生基礎となる法律関係が存在し、近い将来における発生が確実に見込めるため財産的価値を有する場合に限って、差押期間（前掲最二小判昭和53年12月15日から、1年とする取扱いが多いようである。）を特定した上で、差し押さえることができるとしているようである。東京地裁債権執行等手続研究会編『債権執行の諸問題』（判例タイムズ社、1993）38、40頁〔今井隆一〕。
- (4) 中野貞一郎『民事執行法（新訂三版）』（青林書院、1998）540頁。
- (5) 道垣内弘人「本判決の意義と残された問題」金融法務事情1544号（1999）24頁、池田真朗「将来債権譲渡の効力（下）」NBL666号（1999）35頁参照。なお、荒木新五「具体的な将来債権の譲渡担保にお墨付き」金融法務事情1544号（1999）18頁は、「将来債権の差押えについても始期、終期等によって被差押債権の特定が可能である限り、将来の10年間に発生するものであれ、20年間に発生するものであれ、一応、差押えを有効と認めてもさしつかえないと考えている。」とし、「もし、一定の期

間に限定すべきであるというのであれば、民事執行法ないし民事執行規則でその旨を明定すべきである。」とする。

- (6) 冬木千成「将来債権譲渡の有効性に関する新判決の影響と問題」金融法務事情1544号(1999)28頁、同「8年3か月にわたる将来の診療報酬債権の譲渡を有効とした事例」税54巻3号(1999)236頁参照。
- (7) このように解すると、滞納処分差押えと集合債権譲渡担保に係る債権譲渡とは併存し得る——債権差押えと債権譲渡とは競合していない——ことになる。したがって、譲受人が自己に帰属する債権に対する差押えであるとの理由により、滞納処分庁に対して当該差押えの解除を求めても、滞納処分庁がこれに応ずる必要はない。もっとも、譲受人は、弁済期までに債務者対抗要件を具備すれば、債権差押えは効力を生じ得ないことになる。
- (8) 大判大正14年10月15日民集4巻500頁。なお、林良平(安永正昭補訂)＝石田喜久雄＝高木多喜男『債権総論(第三版)』(青林書店、1996)495頁〔高木多喜男〕参照。
- (9) このように解すると、債務者が譲受人に弁済した場合には、債務者は右弁済をもって差押債権者に対抗できないから、債務者は、差押債権者に二重弁済した上、譲受人に対して、不当利得として弁済金を返還を求めることになる。ただし、債務者に対しては、債権差押通知書の送達に先行する債権譲渡登記がされている旨の登記事項証明書を交付しての通知がされることになるから、右弁済は、債権の準占有者に対する弁済(民法478条)としてとして有効とされる場合もあろう。

第3節 譲渡担保実行後の問題

第1項 譲受人による取立の法律関係

集合債権譲渡担保にあつては、譲受人は、目的債権とされる個々の債権の全てについて累積的に債権譲渡を受けていることから、被担保債権額より目的債権額が大きい場合が考えられるところ、集合債権譲渡担保の担保権者たる譲受人の取立権と被担保債権額との関係については、債権譲渡担保が担保手段であることを重視し、譲受人は、債権質の場合と同様に(民法367条1項、2項)、被担保債権額に見合う限度で取り立てることができるとする見解がある⁽¹⁾。

譲渡担保の性質について、判例は、不動産の譲渡担保に関してではあるが、一般に、被担保債権が弁済された場合には、譲渡担保権者の何らの行為を要せず、目的物の所有権は設定者に戻ると解しており⁽²⁾、また、譲渡担保権者への目的物の所有権移転につき、その効力は「債権担保の目的を達するのに必要

な範囲において認められる」とも判示していることから⁽³⁾、債権譲渡担保にあって、法形式的に目的債権の帰属が譲渡人から譲受人に移転しているとの一事をもって、譲受人は目的債権の債権者としての権能を全て行使することができ、被担保債権額を超える目的債権についても実体上の取立権を有すると解するには疑義がある。

しかし、次の理由から、被担保債権が存する限り、被担保債権額より目的債権額が大きい場合であっても、譲受人は、債務者から目的債権の全額を取り立てる実体上の権能を有し、被担保債権額と目的債権額の差額については清算義務を負うものと考えらる。

- ① 被担保債権は、譲受人が債務者から取り立てた金銭を被担保債権に充当することにより消滅するのであるから、目的債権額が被担保債権額より大きいとしても、取立時においては、被担保債権は消滅していないところ、被担保債権が存する限り、債権譲渡担保の効力は目的債権全額に及んでいると解されること。
- ② 債権質にあっては、債務者には質権設定の通知（民法364条1項）がなされるのに対し、債権譲渡担保にあっては、債務者には債権譲渡の通知（民法467条）がされているのであるから、債務者が配当実施機関の役割を担わなければならない根拠は存せず、債務者との関係では、目的債権は完全に譲渡人から譲受人に移転したものと扱われるべきであること⁽⁴⁾。

〔注〕

- (1) 道垣内弘人『担保物権法』（三省堂、1990）296頁。
- (2) 最判昭和57年1月22日民集36巻1号92頁、最判昭和62年11月12日判時1261号71頁
- (3) 最判昭和57年9月28日判時1062号81頁、最判平成5年2月26日民集47巻2号1653頁、最判平成7年11月10日民集49巻9号2953頁。
- (4) 角紀代恵「債権非典型担保」椿寿夫編『担保法理の現状と課題』別冊NBL31号（1995）80頁以下。

第2項 滞納処分における問題

1 国税徴収法24条の適用

国税徴収法24条（譲渡担保権者の物的納税責任）の適用については、同条の規定は、差押債権である国税の法定納期限等以前に、担保の目的でなされた譲渡に係る権利の移転の登記がある場合には適用されない（同条6項）ので、当該国税の法定納期限等以前に債権譲渡登記をした集合債権譲渡担保に対しては適用できない。

2 実行の対象とする目的債権

集合債権譲渡担保の個々の目的債権は、それぞれ、被担保債権額全額について担保の拘束を受け、譲受人は、それぞれの目的債権から被担保債権額に満るまで弁済を受ける権利を有する⁽¹⁾。また、集合債権譲渡担保の実行については、これを一括して実行する手続は存せず、個々の目的債権について譲渡担保の実行が行われることにすぎない。したがって、被担保債権が存する限り、差押えの対象になっていない目的債権だけで被担保債権の弁済が可能であったとしても、譲受人は、差押債権者に対して当該目的債権の全額について譲受けをもって対抗することができる⁽²⁾。

しかし、たとえば、目的債権 α 、 β 、 γ があり、このうち、 γ を徴収職員が差し押さえた場合、 γ よりも α 、 β の弁済期が先に到来するにもかかわらず、 α 、 β については譲渡担保実行をせず、 γ について実行したような場合には、いわゆる「狙い撃ち相殺」⁽³⁾の場合と同様に、信義則に照らし、権利の濫用として γ に対する譲渡担保実行は許されないと解することができる場合があると考える。

3 被担保債権の消滅

不動産の譲渡担保にあつては、被担保債権が弁済により消滅した場合には、担保権者の何らの行為を要せず、目的物の所有権は設定者に戻ると解されて

いる⁽⁴⁾。債権譲渡担保にあっても別異に解する理由はないから、被担保債権が消滅すれば目的債権の帰属は当然に譲渡人に復帰すると解される⁽⁵⁾。

しかし、現行民法の解釈として、判例通説は、債権譲渡の解除による債権の帰属の譲渡人への復帰について民法467条の対抗要件の具備を要すると解している⁽⁶⁾。したがって、集合債権譲渡担保の目的債権を徴収職員が差し押さえ、当該目的債権の弁済期までに当該目的債権の債権譲渡登記に係る債務者対抗要件の具備がなされ、その後において被担保債権が他の目的債権の取立て等により消滅した場合、国は、当該目的債権の帰属の譲渡人への復帰について対抗要件が具備されなければ、債務者から当該目的債権を取り立てることができないと解される。

この場合、譲受人は、抵当権者がその被担保債権の消滅により抵当権抹消登記義務を負うのと同様に、目的債権の帰属の譲渡人への復帰について対抗要件を具備させる義務を負うと解されるから、国は、差押債権者としての取立権に基づき、譲受人に対して右対抗要件の具備を求めることになる⁽⁷⁾。

4 被担保債権の作出

(1) 問題の所在

集合債権譲渡担保契約における被担保債権の定めは、債務発生原因を、金銭消費貸借取引などに限定した根担保とする例が多いようである（第1章第4節第2項②参照）。

現行法上、集合債権譲渡担保の被担保債権に根抵当権のような確定の概念を導入することは困難であり、また、可能であるとしても、根抵当権のような実定法上の明文規定がない以上、特約をもって排除されることを阻止できないものと解される⁽⁸⁾。

したがって、根担保形式の集合債権譲渡担保の被担保債権にあつては、その取得時期が譲渡人が債務超過の状況にとなった後のものであつても、集合債権譲渡担保の被担保債権として、一般債権者に優先して回収することができる。極端な例ではあるが、目的債権の範囲内であれば、徴収職員

が差し押さえた後に、譲渡人の一般債権者が譲渡人に対して有する債権1億円を1000万円で買い取り、譲渡人と準消費貸借契約を締結した上で、徴収職員が差し押さえた目的債権から1億円を回収するといったことも可能である。

このような場合において、集合債権譲渡担保に係る債権譲渡登記の時期が差押債権である国税の法定納期限等後であれば国税徴収法24条の適用が可能である。しかし、当該債権譲渡登記時が差押債権である国税の法定納期限等以前である場合には、同条は適用できないことから、詐害行為取消権（民法424条、国税通則法42条）の行使の可否について検討する必要がある。

判例は、譲渡担保の提供が詐害行為となり得ること認めている⁽⁹⁾。もっとも、譲渡人の営業を継続するためにやむを得ない事情があった場合などは詐害行為の成立を否定しており⁽¹⁰⁾、譲渡人が債務超過の状況にあるとしても、経営支援のために融資がされたような場合には、詐害行為取消権行使の対象とはならない。以下、そのような特段の事情がないことを前提に検討する。

(2) 詐害行為の判定時期

一般に、担保提供行為が設定者の他の債権者を害するか否かの判定時期は、処分行為時である担保提供時及び詐害行為取消権行使時であると解されている⁽¹¹⁾。集合債権譲渡担保にあっては、債権譲渡登記時には、集合債権譲渡担保契約は譲渡人（設定者）の他の債権者を害する行為には当たらない場合が多いであろうし⁽¹²⁾、国税の法定納期限等以前に債権譲渡登記のされている集合債権譲渡担保にあっては、そもそも被保全債権である国税債権が成立していない場合が多いと考えられる⁽¹³⁾。

しかし、集合債権譲渡担保にあっては、その目的債権は債権譲渡登記により公示されているとはいえ、根抵当権とは異なり、被担保債権額は公示されていないのであり、また、根担保において譲受人が把握する担保の目

的の実質的な範囲は、債権譲渡登記後において変動する被担保債権額に左右されるのであるから、譲渡人の他の債権者を害することを知って被担保債権を恣意的に作出したような場合には、右作出行為と担保設定行為とを一連の行為とみて、譲渡人の他の債権者を害する行為に当たるか否かを判定するべきであると考え。つまり、このような場合には、担保提供行為時（債権譲渡登記時）ではなく、被担保債権の作出時をもって、譲渡人の他の債権者を害するか否かを判定するべきであると考え。

(3) 原状回復の方法

詐害行為取消訴訟において、担保提供行為である集合債権譲渡担保契約が詐害行為に当たるとされたときには、被保全債権額の範囲内で、債権譲渡（全部又は一部）が無効となる。詐害行為取消訴訟において訴求すべき原状回復の方法については、①受益者である譲受人が目的債権を取り立てる前においては、譲受人に対して、債権譲渡が取り消された旨を債務者に通知すべきことを求め⁽¹⁴⁾、②譲受人が目的債権を取り立てた後においては、譲受人に対して、取立金相当額の支払請求をすることになる⁽¹⁵⁾。

5 目的債権の作出

集合債権譲渡担保において、譲渡人が発生額をコントロールできる目的債権群が譲渡されている場合に、設定者の倒産間際になって目的債権が急増したとき、たとえば、倒産直前に在庫商品を廉売し、売掛代金債権を多数発生させた場合には、目的債権群の価値が増加することにより譲受人は有利に被担保債権を回収できる一方、他の債権者は当該在庫商品からの債権回収ができなくなるという問題が指摘されている⁽¹⁶⁾。

当該廉売について、譲渡人と債務者（在庫商品の買受人）との間に詐害行為に該当する事実が認められれば、当該廉売自体を詐害行為として取消すことができるが、そのような事実が認められなければ、当該廉売により目的債権が増加し、譲受人が有利にその被担保債権を回収できることとなるとして

も、当該廉売自体を詐害行為として取消することはできないと解される。しかし、譲渡人と譲受人とが通謀し、あるいは譲受人の主導下で当該廉売が行われたような場合には、当該廉売自体を取消することはできないとしても、譲受人に対する当該廉売に係る債権の譲渡を、詐害行為（担保提供行為、前記4参照）として取り消すことができると考える。

また、譲渡人と譲受人との間の譲渡担保契約の解釈として——たとえば、譲渡人の正常な取引により発生する債権を目的債権とするのが当事者間の合理的意思であると認められる場合など——、当該廉売に係る債権は譲渡担保の目的債権の範囲外であり、当該契約による債権譲渡の効力は及ばないと主張することができる場合もあると考える。

〔注〕

- (1) 高木多喜男「集合債権譲渡担保の有効性と対抗要件(上)」NBL234号(1981)11頁。
- (2) 角紀代恵「流動債権譲渡担保をめぐる混迷」椿寿夫編『担保法理の現状と課題』別冊NBL31号206頁。なお、論者は、「流動債権譲渡担保の場合には、単に実行手続が複数あるということではなく、一括した実行手続を構築する必要がある。」とする。
- (3) 裁判例として、大阪地判昭和49年2月15日金融法務事情729号33頁がある。
- (4) 第1項注(2)参照。
- (5) 道垣内弘人『担保物権法』（三省堂、1990）295頁、角紀代恵「債権非典型担保」椿寿夫編『担保法理の現状と課題』別冊NBL31号(1995)83頁以下。
- (6) 大判明治45年1月25日民録18輯25頁、大判大正2年3月8日民録19輯120頁、大判昭和3年12月19日民集7巻1119頁。
- (7) 譲渡債権の譲渡人への復帰について契約上規定する例として、金融法研究8号（金融法学会、1992）67頁参照。
- (8) 高木多喜男「前掲注(1)」12頁。
- (9) 最判昭和44年12月19日民集23巻12号2518頁。
- (10) 担保の提供が詐害行為に当たらないとされた事例として、最判昭和44年12月19日民集23巻12号2518頁、最判昭和47年10月26日金融法務事情671号56頁がある。
- (11) 我妻栄『新訂債権総論』（岩波書店、1964）184頁。
- (12) 高木多喜男「前掲注(1)」14頁は、「詐害行為の成否の判断は、行為時すなわち譲渡担保契約がなされた時が基準時であり、また、新たな借入のための担保権設定は原則として詐害行為にならず、詐害行為となる範囲は比較的狭いことが予想され

る。」とする。

- (13) 詐害行為取消権と納税義務の成立との関係について、大阪高判平成2年9月27日訟務月報37巻10号1769頁、評釈、品川芳宣「判批」『租税判例百選〔第三版〕』別冊ジュリスト120号(有斐閣、1992)172頁及び横浜地小田原支判平成7年9月26日訟務月報42巻12号2566頁、評釈、松村玲子「判批」税経通信51巻1号223頁参照。
- (14) 大阪地判昭和31年9月28日下民集7巻9号28頁、東京地判平成元年5月24日判例時報1351号74頁。譲渡人(設定者)に代位して直接請求することはできない(東京高判昭和61年11月27日金融法務事情1169号34頁)。
- (15) 最判昭和29年4月2日民集8巻4号745号、最判昭和48年11月30日民集27巻10号1491頁。
- (16) 道垣内弘人「本判決の意義と残された問題」金融法務事情1544号(1999)24頁。

おわりに

集合債権譲渡担保は、譲渡人（設定者）の債務不履行に備えて被担保債権を保全するという経済的な目的を、目的債権の帰属を譲受人（担保権者）に移転しておくという法形式により達成しようとするものである。従来、集合債権譲渡担保は、法形式面における問題、すなわち、①民法467条による対抗要件の具備が事実上困難であるという問題と、②将来債権譲渡契約の目的債権の適格性（債権発生の可能性の要否）という問題とが、その有用性の障害となっていたが、①については、債権譲渡登記制度の創設により、②については、最判平成11年1月29日の出現により、いずれも相当程度解決したといえる。そして、企業の収益力重視という債権流動化と軌を一にする認識の広まりとあいまって、集合債権譲渡担保の利用が増加することが見込まれる。

滞納処分実務においても、今後、滞納処分の債権差押えと債権譲渡登記制度を利用する集合債権譲渡担保とが競合する場面が増加すると思われるが、その際には、対抗要件の具備など法形式面の精査のみならず、当該集合債権譲渡担保契約の効力に関する具体的な判断が必要となる。その効力の如何については、非典型担保である譲渡担保の性質から、当該集合債権譲渡担保契約に関する当事者間の意思解釈——特に債権譲渡という法形式があくまで被担保債権を保全するという目的のためのものであるという点——が重要な論点となるものとする。

実際の滞納処分実務においては、様々な状況の下に、種々の集合債権譲渡担保契約に関する問題に直面するであろうから、徴収職員には、国税債権の徴収確保と私法秩序の尊重という国税徴収法の理念に則り、当該集合債権譲渡担保契約の効力を的確に判断する能力が求められることになる。拙稿がそのような能力の涵養の一助となれば幸いである。